

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
（土曜日の場合は、
前日の代りに
発行する）

目次

◇監査公告 定期監査の結果の公表

監査公告

鳥取県監査公告第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の規定に基づき、昭和41年度に係る定期監査等を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和42年11月10日

鳥取県監査委員	浜	田	庄	二
同	中	田	玉	平
同	伊	藤	武	夫
同	河	崎		巖

記

監査箇所
総務部

北九州事務所

厚生部

東部福祉事務所
中部福祉事務所
西部福祉事務所
岩井長者寮

中央児童相談所

米子児童相談所

皆成学園

整肢学園

商工労働部

工業試験場

倉吉職業訓練所

米子職業訓練所

農林部

農業試験場

果樹試験場

畜産試験場

中小家畜試験場

県立農業経営大学校

種畜場

県立大山放牧場

鱒検定所

水産試験場

県営境港魚市場

県立境港水産会館
久米ヶ原土地改良事業所
警察本部

岩井警察署

鳥取警察署

倉吉警察署

八橋警察署

米子警察署

境港警察署

財政援助団体等監査箇所

社団法人 鳥取県私学振興会

鳥取県中小企業団体中央会

鳥取県商工会連合会

鳥取県河川産物採取協会連合会

- 1 監査実施箇所名 北九州事務所
 - 2 監査執行年月日 昭和42年5月9日
 - 3 監査執行者 監査委員 浜田庄二
同 中田玉平
同 新見修
同 竹の家啓三郎
 - 4 概況
- (1) 職員の配置状況

区別	事務吏員	技術吏員	事務員	技術員	技務員	臨時職員	合計
定員	2人	1人				3人	3人
現員	2	1				3	3

(2) 予算の執行状況 (昭和42年4月30日現在)

ア 常時前渡資金の経理状況

科 目	資金前渡受額	支出額	残 額
県外事務所費	2,404,000円	2,403,947円	53円

(3) 主な事務事業の実施状況

ア 物産展及び観光展の開催状況

区 分	延日数	場 所	売上金額	参観者数	案内人員
第3回都府県合同物産と観光展	71日	小倉 井筒屋外7会場	1,678,950円	648,950人	508人
外7展					1,085人

イ 青果物の販売状況

品 目	39 年 度	40 年 度	41 年 度
果 実	731,966千円 (なし品目) (外6品目) (外5品目)	787,365千円 (なし品目) (外4品目) (外3品目)	1,062,304千円 (なし品目) (外5品目) (長いも外)
そ の 計	13,910 745,876	5,638 793,003	6,493 1,068,797
伸長率	100	106	143

ウ 商談による物産あつ旋状況

品 目	39 年 度	40 年 度	41 年 度
食料品外	千円 (引合15件成立15件) 697	千円 (引合49件成立40件) 659	千円 (引合212件成立153件) 858

エ 観光相談案内状況

紹介 579件 成立 322件 成立人員 2,043人

5 留意事項

(1) 当事務所の改装工事を70,000円で行なっていたが、この経費は昭和41年4月に資金の交付を受けたにもかかわらず、施工は遅延して昭和42年3月であつた。このことは、常時資金前渡制度の主旨に照らし適当ではないので、この種の経費は資金の交付を受けたら直ちに執行するようにされたい。

6 運営について

(1) 当所の活動範囲は、山口県柳井以西と全九州にわたつており、初めは主として二十世紀梨の市場開拓にあつたが現在では商工、観光をも含む総合経済事務所となつている。

二十世紀梨の販売実績は昭和41年度に初めて10億円台を突破し、本県産梨が当所管内市場出荷量の62%を占めるに至り、販売期間の長いこの地域の特性と相まつて東京、大阪を中心とする梨価格の調整に大きな役割をもつまでに育成されて来た。

このような当所の努力は大いに認められるが、現在主として京阪神へその市場を求めている本県産の畜産物特にプロイラー並びに木製品特に家具の販売についても、当所が総合経済事務所であるという性格からして梨におけると同様将来京阪神市場の価格調整を行ない得る市場とすることを前途として、先づこれらの市場調査を行なうことについて検討されたい。

1 監査実施箇所名 東 部 福 祉 事 務 所

2 監査執行年月日 昭和42年6月20日

3 監査執行者 監査委員 浜 田 庄 二

同 同 中 田 玉 平

4 概 況

(1) 職員の配置状況

区分	事務吏員	技術吏員	事務員	技術員	技 術 員	能 計	非常勤職員	臨時職員	合計
定 員	32人	人	人	人	人	32人	人	人	32人
現 員	31					31	5		36

(2) 予算の執行状況 (昭和42年5月31日現在)

ア 歳 入

科 目	予算令達額 円	調 定 額 円	収 入 済 額 円	不 収 納 額 円	収 入 済 額 円
(一般会計)					
分 担 金 及 び 負 担 金	1,890,000	3,112,529	2,537,978		574,551
財 産 収 入	—	12,039	12,039		0
諸 収 入	154,000	654,428	396,020		258,408
(特別会計)					
母子福祉資金貸付事業	4,215,000	5,204,550	4,490,367		714,183
合 計	6,259,000	8,983,546	7,436,404		1,547,142

イ 歳 出

科 目	予算連受額	支出済額	残 額
(一般会計)	円	円	円
総 務 費	560,906	560,906	0
民 生 費	154,957,965	149,126,780	5,831,185
(特別会計)			
母子福祉資金貸付事業	11,789,520	11,724,520	65,000
合 計	167,308,391	161,412,206	5,896,185

(3) 主な事務事業の実施状況
ア 生活保護の状況

被保護世帯	被保護人員	保 護 費 の 内 訳						保護率 (千分比)
		生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助	その他	合計	
(1,052)	(2,651)	円 (6,404,097)	円 (205,950)	円 (859,720)	円 (11,902,161)	円 (355,309)	円 (19,727,237)	(21.59)
12,639	31,806	76,849,161	2,471,399	10,316,657	142,825,929	4,265,704	236,726,830	

(注) () 書は1か月平均である。

イ 母子福祉資金の貸付及び償還状況

ク 貸付状況

地 区 別	新 規		分 付		継 続 貸 付	
	申 請 件数	金 額	貸 付 件数	金 額	件数	金 額
八頭、岩美、気高郡	99	4,096,000	98	3,806,000	148	2,142,000
鳥 取 市	95	3,147,000	94	2,932,000	130	2,655,000
合 計	194	7,243,000	192	6,738,000	278	4,797,000

(4) 償還状況 (昭和42年4月30日現在)

地 区 別	現 年 度 分			過 年 度 分			現過年度平均 収入率
	調 定 額	収 入 済 額	収 入 率	調 定 額	収 入 済 額	収 入 率	
八頭、岩美、気高郡	円 2,197,992	円 1,972,837	% 89.8	円 361,417	円 175,633	% 48.6	85.9
鳥 取 市	円 2,192,753	円 1,898,912	% 86.6	円 357,834	円 219,158	% 61.2	83.0
合 計	円 4,390,745	円 3,871,799	% 88.2	円 719,251	円 394,841	% 54.9	83.5

5 留意事項

- (1) 負担金、母子福祉資金償還金等の収納促進については相当努力されているところであるが、納期限までに納入されないものに対する督促は、債権管理事務取扱規則並びに母子福祉資金の償還等の事務取扱要領の規定に基づくものでないので、正規の督促を行なうようになされたい。
- (2) 負担金のうち、時効の完成したものがあるので、欠損処分されたい。
- (3) 福祉生奨学金の償還金で、調定もれものがあつた。事務処理の適確を期されたい。

- 1 監査実施箇所名 中部福祉事務所
- 2 監査執行年月日 昭和42年5月29日
- 3 監査執行者 監査委員 浜田庄二
同 中田玉平
同 河崎 巖
- 4 概況 同

(1) 職員の配置状況

区分	事務吏員	技術吏員	事務員	技術員	接 労務員	計	非常勤 職員	臨時職員	合計
定員	25人	人	人	人	人	25人	人	人	25人
現員	25					25	6		31

(2) 予算の執行状況(昭和42年4月30日現在)

ア 歳入

科 目	予算令達 受額	調 定 額	収入済額	不 欠 損 額	納 収 未 済 額
(一般会計)	円	円	円	円	円
分 担 金 及 び 負 担 金	785,000	976,488	894,398	0	82,090
諸 収 入	31,000	321,975	241,830	0	80,145
(特別会計)					
母子福祉資金貸付事業	3,215,000	3,587,688	3,492,237	0	95,451
合 計	4,031,000	4,886,149	4,628,465	0	257,684

イ 歳出

科 目	予算令達受額	支 出 済 額	残 額
(一般会計)	円	円	円
総 務 費	547,898	547,277	621
民 生 費	97,122,394	92,546,894	4,575,500
(特別会計)			
母子福祉資金貸付事業	6,103,000	5,753,687	349,313
合 計	103,773,292	98,847,858	4,925,434

(3) 主な事務事業の実施状況
ア 生活保護の状況

被保護世帯	被保護人員	保 護 費 の 内 訳						保護率 計 1人当り (千分比)
		生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助	その他	合計	
(604)	(1,498)	3,629,098	143,235	418,674	6,356,926	214,861	(10,762,796)	
7,253	17,983	43,549,178	1,718,825	5,024,095	76,283,114	2,578,341	129,153,553	
		(1,498)	(143,235)	(418,674)	(6,356,926)	(214,861)	(10,762,796)	
		43,549,178	1,718,825	5,024,095	76,283,114	2,578,341	129,153,553	
							(20.1)	

(注) () 書は1か月平均である。

イ 母子福祉資金の貸付及び償還状況
ロ 貸付状況

地区別	新 規 分				継 続 貸 付	
	申 件数	請 金額	貸 件数	付 金額	件数	金額
東 伯 郡	40	1,831,500	39	1,613,500	54	1,062,000
倉 吉 市	54	2,403,000	54	2,153,000	38	828,000
合 計	94	4,234,500	93	3,766,500	92	1,890,000

(イ) 償還状況

地区別	現 年 度 分			過 年 度 分			現過年 度平均 償還率
	調 定 額	収 入 済 額	収 入 率	調 定 額	収 入 済 額	収 入 率	
東 伯 郡	1,924,888	1,912,861	99.4	8,800	8,800	100	98.9
倉 吉 市	1,602,424	1,556,838	97.2	44,706	15,468	34.6	95.5
合 計	3,527,112	3,469,699	98.4	53,506	15,468	28.9	97.3

5 留意事項

- 母子福祉資金償還金の収納促進についてはかねてから相当努力され
ており好成績を挙げているが、納期限までに納入されないものに対す
る督促は、債権管理事務取扱規則並びに母子福祉資金の償還等の事務
取扱要領の規定に基づくものでないので、正規の督促を行なうよう
にされた。
- 母子福祉資金償還金で3月に納入されたものにかかる違約金の調定
が次年度へ繰越されている。償還金の納入があつた日の属する年度の
歳入として調定すべきである。
- 生活保護費の返納に誤算のものがあつた。事務処理の適確を期され
たい。

- 1 監査実施箇所名 西 部 福 祉 事 務 所
- 2 監査執行年月日 昭 和 42 年 5 月 23 日
- 3 監査執行者 監 査 委 員 浜 田 庄 二
同 中 田 玉 平

4 概 況

(1) 職員の配置状況

区分	事務職員	技術吏員	事務員	技術員	技能労働員	非常勤職員	臨時職員	合計
定員	25人	3人	3人	人	人	人	人	28人
現員	24	3				5	1	33

(2) 予算の執行状況 (昭和42年4月30日現在)

ア 歳 入

科 目	予算令達受額 円	調定額 円	収入済額 円	不 交 損 額 円	納 入 未 済 額 円
(一般会計)					
分担金及び負担金	1,641,000	2,479,227	2,122,559	28,206	328,462
諸 収 入	115,000	357,265	243,108	6,080	88,075
(特別会計)					
母子福祉資金貸付事業	4,190,000	5,384,381	4,342,359	0	1,042,022
合 計	5,946,000	8,200,871	6,708,026	34,286	1,458,559

イ 歳 出

科 目	予算令達受額 円	支 出 済 額 円	残 額 円
(一般会計)			
総 務 費	1,878,642	1,878,624	18
民 生 費	111,438,657	106,694,449	4,744,208
(特別会計)			
母子福祉資金貸付事業	9,764,300	8,953,800	810,500
合 計	123,081,599	117,526,873	5,554,726

(3) 主な事務事業の実施状況

ア 生活保護の状況

被保護世帯	被保護人員	保 護 費 の 内 訳						保護率 (千分比)
		生活扶助 円	住宅扶助 円	教育扶助 円	医療扶助 円	その他 円	合計 円	
(751)	(1,772)	(4,110,575)	(182,091)	(369,627)	(8,950,451)	(211,165)	(13,823,887)	(19.36)
9,012	21,269	49,326,883	2,185,096	4,435,533	107,405,177	2,533,987	165,886,676	

(注) () 書は1か月平均である。

1 母子福祉資金の貸付及び償還状況
(ア) 貸付状況

地 区 別	新 規		分 付		継 続		貸 付 金 額 円
	申 請 件 数	金 額 円	貸 付 件 数	金 額 円	件 数	金 額 円	
西 伯、日 野 郡	42	1,337,000	39	1,183,000	55	1,242,000	2,518,500
米 子 市	94	3,143,000	89	2,657,000	113	2,518,500	558,000
境 港 市	17	623,000	16	531,000	29	558,000	558,000
合 計	153	5,103,000	144	4,371,000	197	4,318,500	4,318,500

(イ) 償還状況

地 区 別	現 年 度 分		過 年 度 分		現 過 年 度 平 均 収 入 率	
	調 定 額 円	収 入 済 額 円	調 定 額 円	収 入 済 額 円	収 入 率 %	収 入 率 %
西 伯、日 野 郡	1,682,005	1,518,001	142,991	91,888	88.2	88.2
米 子 市	2,167,114	1,874,615	397,944	134,740	78.3	78.3
境 港 市	726,440	619,275	88,863	45,767	81.5	81.5
合 計	4,575,559	4,011,891	629,798	272,395	82.3	82.3

5 留意事項

- (1) 負担金、母子福祉資金償還金等の収納促進については相当努力されているところであるが、納期限までに納入されないものに対する督促は、債権管理事務取扱規則並びに母子福祉資金の償還等の事務取扱要領の規定に基づくものでないので、正規の督促を行なうようにされた。
- (2) 母子福祉資金償還金で、2月及び3月に納入されたものにかかる違

約金の調定が次年度へ繰越されている。償還金の納入があつた日の属する年度の繰入として調定すべきである。

- (3) 母子福祉資金の償還方法については、現在では年賦又は半年賦を原則として貸付されているが、過年度において貸付されたものには月賦償還の方法によつていものが相当件数あり、このうちには社会経済の進展に伴い現在では僅少な償還額となつていものがある。これらについては、借受者の資力に応じて半年賦又は年賦償還の方法へ変更するよう強力に指導し、事務の効率化を図らるべし。

- (4) 昭和42年3月31日付をもつて児童福祉負担金及び福祉生奨学金元利収入9,880円の欠損処分を、知事の承認のなまま行なつてい。債権管理事務取扱規則の規定に基づき知事の承認後行なうべきである。

各 福 祉 事 務 所 共 通 事 項

1 運営について

- ア 母子福祉資金の貸付決定にかかる権限委任について
母子福祉資金の貸付事務は、各福祉事務所申請の受付、審査を経て(市分については各市の福祉事務所申請の受付、審査を行ない更に関係の県福祉事務所を経て)本庁で貸付決定してい。昭和41年度における申請の受付と貸付決定の状況をみると、各福祉事務所合計で申請459件に対し貸付決定は429件で貸付不承認とされたものは30件である。しかしながら、このうち各福祉事務所貸付適当として進達のおつたもので本庁で貸付不承認としたものは4件であつて(他は申請後に進学できなかったもの及び各福祉事務所貸付不相当としていたもの。)各福祉事務所における貸付申請者の実態把握はかなり厳格に行なわれていことうかがわれる。

以上のことからしても、又貸付事務の迅速化による借受者の便益を図るうえからしても、本庁においては当該資金の総合的な企画調整を行なうこととし、貸付決定にかかる権限を各福祉事務所(市分については関係の県の福祉事務所に)に委任することについて検討されるよう要望する。

- 1 監査実施箇所名 岩井長者寮
- 2 監査執行年月日 昭和42年5月31日
- 3 監査執行者 監査委員 浜田庄二
同 中田玉平
同 河崎 巖

4 概況
(1) 職員の配置状況

区分	事務吏員	技術吏員	事務員	技術員	技 能 労 務 員	計	非常勤職員	臨時職員	合計
定員	2	(1)			5	(1)			(1)
現員	2	(1)			5	(1)	2		(1)

(注) () 書は兼務職員の数である。

(2) 予算の執行状況(昭和42年4月30日現在)
ア 歳入

科 目	予算令達額	調定額	収入済額	不欠損額	収 入 未 済 額
使 用 料	5,579,000	3,350,283	3,350,283	0	0

イ 歳 出

科 目	予算令達受領	支出済額	残 額
総 務 費 費	155,000	155,000	0
民 生 費	10,021,645	9,518,529	503,116
合 計	10,176,645	9,673,529	503,116

(3) 主な事務事業の実施状況
ア 収容状況

性別	定 員	41年3月 末現在	入 転	出 転	42年3月 末現在	年 令 別		
						60~69	70~79	80~89
男	—	18	14	14	18	2	12	4
女	—	21	10	6	25	4	13	8
計	50	39	24	20	43	6	25	12

5 留意事項

(1) 入寮者の居室を変更するにあたっては、使用料の額の変更を必要とする場合もあるので、所定の手続きによらねばならない。

6 寮の運営について

当寮の定員50人に対する入寮者の状況は、各月末平均入寮者数41.6人で前年度の33.5人(40年4月~41年1月)に比較して8.1人の増加となつている。寮のPRについてはかねてから相当努力されてきているところであるが、さらに利用率の向上を図られるよう一層の配意を望む。

- 1 監査実施箇所名 中央児童相談所
- 2 監査執行年月日 昭和42年5月4日

3 監査執行者 監査委員 浜田庄二
同 中田玉平
同 新見修

4 概況

(1) 職員の配置状況

区分	事務吏員	技師吏員	事務員	技師員	技師員	非常勤員	合計
定員	13				1	14	14
現員	13				1	14	17

(2) 予算の執行状況 (昭和42年4月20日現在)

ア 歳入

科目	目	予算合達受額	調定額	収入済額	収入未済額
財産	収入	— 円	2,326円	2,326円	0円

イ 歳出

科目	目	予算合達受額	支出済額	残額
総務	業務費	219,000円	218,926円	74円
民生	生計費	35,498,216円	35,472,595円	25,621円
合	計	35,717,216円	35,691,521円	25,695円

(3) 主な事務事業の実施状況

ア 児童相談処理状況

指導委託	児童福祉施設に入所							他機関	面接指導		その他	合計			
	児童福祉司	児童委員	親委託	乳児院	養護施設	精神施設	精神通設		盲施設	自施設			教護院	二回以上	一回以上
182	16	9	5	3	34	7	12	2	28	14	11	5	1,673	84	2,085

イ 児童の一時保護状況

区分	分	一時保護所	委託一時保護	合計
実	人	287	62	349
延	人員	1,200	800	2,000

5 留意事項

(1) 児童の文化財振興のため、文化財ステーションに備付けて子供会等に貸出しを行っている図書は、本庁主管課で購入して各児童相談所に配付しているものであるが、物品の保管換の手続きがとられていない。所定の手続きをとらねたい。

(2) 精神薄弱者 (児) 実態調査の実施時期とこの調査費予算の令達時期のずれについては、米子児童相談所に述べたとおりで、この関係もあつてか当該予算目的に合致しない不合理な執行がなされていた。適正な執行をされたい。

- 1 監査実施箇所名 米子児童相談所
- 2 監査執行年月日 昭和42年4月17日
- 3 監査執行者 監査委員 浜田庄二
同 中田玉平

4 概 況

(1) 職員の配置状況

区分	事務吏員	技術吏員	事務員	技術員	技 能 労務員	計	非常勤職員	合 計
定 員	9				1	10		10
現 員	11				1	12	5	17

(2) 予算の執行状況 (昭和42年3月31日現在)

ア 歳 入

科 目	予算令達受領額	調 定 額	収入済額	収入未済額
財 産 収 入	—	700	700	0
諸 収 入	—	880	880	0
合 計	—	1,580	1,580	0

イ 歳 出

科 目	予算令達受領額	支 出 済 額	残 額
總 務 費	1,765,740	1,755,190	10,550
民 生 費	38,326,960	36,746,068	1,580,892
合 計	40,092,700	38,501,258	1,591,442

(3) 主な事務事業の実施状況

ア 児童相談処理状況

訓 戒 誓 約	指 導 委 託 児 童 福 祉 社	里 親 委 託 児 童 養 護 設 施	児 童 福 祉 施 設 に 入 所					他 機 関 幹 旋	面 接 指 導		そ の 他	合 計			
			乳 児 院	養 護 設 施	精 神 薄 施 設	精 神 薄 施 設 通 達	官 施 体 不 設		二 回 以 上	一 回 以 上					
46	1	11	1	8	18	7	1	3	20	13	2	23	1,165	36	1,355

イ 児童の一時保護状況

区 分	一 時 保 護 所	委 託 一 時 保 護	合 計
実 延 人 員	139	38	177
	650	475	1,125

5 留意事項

(1) 昭和41年8月に精神薄弱者(児)実態調査を実施していたが、この調査費予算は甚しく遅れて昭和42年1月末に令達を受けていた。このため他の予算をあてて実施していたが監査当時当該科目への更正手続もなされず、また、形式的な精算事務がなされていた。適期に予算令達を受けて適正な事務処理をされたい。

(2) 通勤方法が変わった場合の届出のないもの等通勤手当支給の根拠となる書類整理の不十分のものがあつた。適正な処理をされたい。

6 組織運営について

(1) 児童福祉司は中央児童相談所には4名配置されているにもかかわらず当所は係長が兼務しているため児童福祉司本来の活動は期待しがたない実情である。両所の相談処理件数を比較しても要保護児の数にそれ程の差もなく、触法児童はむしろ中央児童相談所を上廻っている現状

であり、また、児童福祉法施行令第7条の3に照しても不均衡となつているので少くとも当所にも専任の児童福祉司の配置が望まれる。

- 1 監査実施箇所名 皆 成 学 園
- 2 監査執行年月日 昭 和 4 2 年 4 月 2 5 日
- 3 監査執行者 監 査 委 員 浜 田 庄 二
同 中 田 玉 平
同 新 見 修
同 竹 の 家 啓 三 郎

4 概 況
(1) 職員の配置状況

区分	事務吏員	技術吏員	事務員	技術員	技 能 労 務 員	計	非常勤員	合 計
定 員	24				6	30		30
現 員	24				6	30	2	32

(2) 予算の執行状況 (昭和42年3月31日現在)
ア 歳 入

科 目	予算令達受額	調 定 額	収入済額	収入未済額
財 産 収 入	円 35,000	円 37,401	円 37,401	円 0
諸 収 入	1,126,000	828,700	828,700	0
合 計	1,161,000	866,101	866,101	0

イ 歳 出

科 目	予算令達受額	支出済額	残 額
總 務 費 計	円 48,000	円 0	円 48,000
民 生 費 計	35,404,100	29,384,142	4,019,958
合 計	35,452,100	29,384,142	4,067,958

(3) 主な事務事業の実施状況
ア 精神薄弱児収容状況

性別	学 年 / 小 学 校					中 学 校					計
	1年	2年	3年	4年	5年	1年	2年	3年	卒業生		
男	2	1	2	8	7	5	12	10	8	6	61
女	1	3	4	5	5	11	8	9	10	3	59
計	3	4	6	13	12	16	20	19	18	9	120

5 留意事項

(1) 収容児童の職業教育として収容児童を農家等に預けて職業指導の委託を行なっているが、委託期間を変更しているにもかかわらず委託契約は当初のままとなつていたものがあつた。この場合は、委託契約の変更手続をとらねばならない。

(2) 保母の時間外勤務手当の支給実績をみると、正規の勤務時間中に命令がなされているものがあつた。適正な事務処理をされたい。

(3) ボイラー用重油は購入後直ちに物品取扱主任に払出しをしているが、購入伺書の購入数量と物品取扱主任の備える物品整理簿の受入数量に不適合を生じているものがあつた。なお、ボイラー日誌に記載している受払数量にも矛盾があつた。一層的確な事務処理をされたい。

6 組織運営について

(1) 保健婦又は看護婦の配置については前回の監査に要望したとおりで、収容児童は精薄であると同時に虚弱なものが極めて多く常時15名乃至20名程度通院している実情で、しかも、42年度から重度棟(収容児童20名)併設によりさらに必要性が認められるので、これが配置について重ねて要望する。

- 1 監査実施箇所名 整 肢 学 園
- 2 監査執行年月日 昭和42年5月22日
- 3 監査執行者 監査委員 浜田庄二
同 中田玉平
- 4 概 況

(1) 職員の配置状況

区分	事務吏員	技術吏員	事務員	技術員	技 能 技 術 員	計	非常勤員	合 計
定 員	8	28	2	15	13	66		66
現 員	8	26	2	14	(1) 13	63	3	(1) 66

(注) () の数は休職者で現員の外数である。
(2) 予算の執行状況(昭和42年3月31日現在)

科 目	予算合達受額	調 定 額	収入済額	収入未済額
使用料及び手数料	31,318,000 円	31,780,462 円	23,179,729 円	8,600,733 円
財産収入	—	151,140	151,140	0
諸 収入	876,000	456,193	420,328	35,865
合 計	32,194,000	32,387,795	23,751,197	8,636,598

イ 歳 出

科 目	予算合達受額	支出済額	残 額
総務費	627,098 円	625,588 円	1,510 円
民生費	63,902,020	60,809,320	3,092,700
合 計	64,529,118	61,434,908	3,094,210

(3) 主な事務事業の実施状況

ア 肢体不自由児の入退園状況

定 員	前年度未現在		中 間		当年度未現在
	入	退	41 年 園	60 園	
150	150	150	60	60	150

イ 収容児童の病類調

(昭和42年3月31日現在)

C・P	ポ リ オ	骨 関 節 結 核	脊 椎 損 傷 下 半 身 不 用	火 傷 (癩 痕 拘 縮)	外 傷	骨 髓 炎	先 天 性 股 関 節 脱 臼	先 天 性 内 反 足	そ の 他 の 先 天 性 疾 患	ク ル 病	骨 形 成 不 全	ペ ル ナ ス 氏 病	胎 児 軟 骨 化 骨 障 害	四 肢 切 断	そ の 他	合 計	
																	アセトヒド型
28	41	8	77	20	3	2	10	3	18	3	1	1	1	4	2	1	150

5 組織運営について

(1) 収容児童150名中C・P児77名その比率は51%である。41年度60名の大量入園措置によって一応緊急対象児は解消されたと見られるが、今後C・P児の比率は80%位にまでなるものと予想され、年齢は低く、

かつ、重度の者となる傾向にあるので、欠員医師の補充については前回の監査で指摘したとおりでこれが実現方について重ねて要望する。また、このことは、看護、生活指導等の運営面にも直接大きな影響を与えるところとなつているので、これが人員の配置等についても併せて検討されるよう望む。

- 1 監査実施箇所名 工業試験場
- 2 監査執行年月日 昭和42年6月23日
- 3 監査執行者 監査委員 浜田庄二
同 中田玉平

4 概況
(1) 職員の配置状況

区分	事務吏員	技術吏員	事務員	技術員	技能事務員	合計
定員	3	18	—	—	3	24
現員	3	19	—	—	4	26

(2) 予算の執行状況 (昭和42年5月31日現在)

科 目	予算令達受領額		調定額		収入済額		収入未済額	
	円	円	円	円	円	円	円	円
工手料	1,607,000	1,790,070	1,790,070	1,790,070	0	0	0	0
物品販売収入	0	7,180	7,180	7,180	0	0	0	0
生産物販売収入	1,286,000	1,530,740	9,460	1,550,740	0	0	0	0
財産貸付収入	9,000	375,000	375,000	375,000	0	0	0	0
雑収入	335,000	10	10	10	0	0	0	0
滞入金	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	3,237,000	3,712,460	3,712,460	3,712,460	0	0	0	0

イ 歳 出

科 目	予算令達受領額	支出済額	残 額
	円	円	円
総務管理費	1,800,382	1,800,382	0
商業振興費	26,520	26,520	0
工業振興費	20,422,563	20,422,563	0
中小企業振興費	16,940	16,940	0
工業試験場費	8,043,975	8,043,975	0
合計	30,310,380	30,310,380	0

(3) 主な事務事業の実施状況

ア 試験、検査、鑑定、分析等の件数

- (イ) 酒類関係 96件
- (ロ) 調味食品関係 98件
- (ハ) 製紙関係 91件
- (ニ) デザイン関係 42件
- (ホ) 窯業関係 9,363件
- (ヘ) 木材工業関係 2,110件
- (セ) 増港分場 646件
- イ 技術指導上行なつた分析等の件数
- (イ) 酒類関係 968件
- (ロ) 調味食品関係 1,075件
- (ウ) 製紙関係 29件
- ウ 相談照会等の処理件数
- (イ) 酒類関係 1,738件

- (イ) 調味食品関係 1,706件
- (ロ) 製紙関係 530件
- (ハ) デザイン関係 83件
- (ニ) 窯業関係 660件
- (ホ) 木材工業関係 167件
- (ヘ) 境港分場 581件

5 留意事項

(1) 収入関係

(ア) 境港分場の施設整備のための寄附金 335,000円が繰入で受け入れられているが、寄附金として収入すべきである。

(イ) 当試験場において、昭和41年度中に取扱った分析、試験、検定、鑑定、調整、加工及び各種証明書の発行件数等は延15,276件(実件数2,128件)と莫大な件数となっており、これらは、ほとんど現金領収証で収入されているが、事務処理の簡業化と能率化を図るため、収入証紙により徴収しよう検討されたい。

(2) 物品関係について

(ア) 木材工業科の生産品で、昭和37年度に生産された物品で、毎年在庫品として繰越されているものがある。これら生産品については見積価格の再評価を行ない、早急に処分することが望ましい。

(イ) 産業工芸科の生産品で、サンプリ的なものが、毎年生産品として繰越されて場内に陳列されているが、売却品ではないので、物品取扱規則第26条及び工業試験場生産品取扱要領により、分類換等の措置を講ずるよう検討されたい。

6 組織運営について

当場の組織運営については、前年度の監査で指摘したところであるが、庁舎の統合並びに整備充実及び管理体制の合理化等根本的な在り方について、検討善処を望む。

- 1 監査実施箇所名 倉吉 職業訓練所
- 2 監査執行年月日 昭和42年4月18日
- 3 監査執行者 監査委員 浜田庄二
同 中田玉平
同 新見修
同 竹の家啓三郎

4 概況

(1) 職員の配置状況

区分	事務吏員	技術吏員	事務員	技術員	技 能 労 務 員	非常勤講師	臨時職員	合計
定員	3	7	1	—	—	—	1	13
現員	3	7	1	—	—	—	1	13

(2) 予算の執行状況 (昭和42年3月31日現在)

科 目	予算令達受額	調 定 額	収入済額	収入未済額
生産物売払収入	0 円	1,873,597 円	1,767,029 円	106,568 円
計	0	1,873,597	1,767,029	106,568

6 組織運営について

科 目	予算合連受額	支出済額	残 額
業務管理費	74,000 円	60,691 円	13,309 円
職業訓練費	14,052,484	13,481,803	570,681
計	14,126,484	13,542,494	583,990

(3) 主な事務事業の実施状況
ア 訓練生の入所状況

区 分 科 名	定員 人	応募 者	入所 者	新 規		失業保 険受給 者一般 中	一 中高年 その他	中 途退所 者	修 了 者	備 考
				卒 者	卒 者					
ラジオ・テレビ修理料	30	23	20	16	1	1	—	2	8	12
自動車整備工科	30	57	54	27	2(1)4	0	—	1	3	31
建築大工科	30	52	54	30	1(2)2	1	—	0	1	33
木工科	20	20	20	17	1	0	—	1	2	18
計	110	152	108	90	4(4)8	2	—	4	14	94

(注) 失業保険受給者中一般の括弧書は高校卒業者で内書とする。

イ 訓練修了生の就職状況

区 分 科 名	終了 者数	就 業		職 業		県内県外別		未就職 備考
		本職	本職外	自営	その他	県内	県外	
ラジオ・テレビ修理料	12	11	0	0	0	6	5	1
自動車整備工科	31	31	0	0	0	19	12	0
建築大工科	33	32	0	0	0	31	2	0
木工科	18	18	0	0	0	8	10	0
計	94	92	0	0	0	64	29	1

5 留意事項

- (1) 当訓練所の敷地中、倉吉市より無償で借り受けしている土地558.㎡² (内257.㎡²87の国有地を含む) については、毎年指摘しているところであるが、依然として貸借契約が未締結のままとなっており、これについてはいろいろ複雑な事情が内蔵されているようであるが、早期解決の促進を図らねばならない。
- (2) 物品(自動万能木工盤等)の購入にあたり「物品購入伺書」には、指名競争入札により購入することとなっているにもかかわらず、随意契約によつて入札している。契約の性質上地方自治法施行令第167条の2に定める随意契約に該当しないと思われるので、会計規則第154条及び第135条の規定による契約手続を行なうべきである。
- (3) 物品購入契約書に保証期間の特約条項が明記されていない。特に機械類の購入契約書には、かし担保の物件を付して契約の締結を行なうようにされたい。
- (4) 物品購入について、特定業者の見積を徴し随意契約によつて入札しているが、会計規則第136条の「知事が別に定める場合」に該当しないと思われるものが散見されるので、なるべく2人以上から見積書を徴して実施するようにされたい。
- (5) 不用品の処分について、Uボルトレンチ外7点が棄却処分とされているが、物品事務取扱規則第31条に規定する、売却することが不利又は不適當であると認める不用品とは言い難いので売却処分に付するようにされたい。
- (6) 指導員に対し、作業衣、作業ズボン5着、円カン服1着が購入貸与されているが、これらは被服の交付及び使用に関する規定の対象外と

なっているため、被服管理簿が整備されていない。被服の交付及び使用に関する規程に準じて貸与するよう検討善処されたい。

6 組織運営について
職員定数の改訂並びに非常勤職員の措置については、米子職業訓練所の項で述べるとおりである。

- 1 監査実施箇所名 米子職業訓練所
- 2 監査執行年月日 昭和42年4月12日
- 3 監査執行者 監査委員 浜田庄二
同 中田玉平
- 4 概況

(1) 職員の配置状況

区分	事務吏員	技術吏員	事務員	技術員	技能労働員	非常勤講師	臨時職員	合計
定員	4	14	—	—	1	4	—	23
現員	4	14	—	—	1	4	—	23

(2) 予算の執行状況 (昭和42年3月31日現在)

科	科目	予算令達受額	調定額	収入済額	収入未済額
生産物売上収入	雑	0	2,469,486	2,141,350	328,136
	計	0	9,150	9,150	0
雑	入	0	2,478,656	2,150,500	328,156
	計	0	2,478,656	2,150,500	328,156

科	科目	予算令達受額	支出済額	残額
総務管理費	雑	73,000	72,959	41
	計	22,726,895	22,215,385	511,512
訓練費	雑	22,799,895	22,288,542	511,555
	計	22,799,895	22,288,542	511,555

(3) 主な事務事業の実施状況

ア 訓練生の入所状況

区分	定員	応募者	入所者	新入所者		失業保険受給者 (中高年)	一 中高年 その他 措置者	中途退所者	修了者	備考
				中卒	高卒					
建築大工科	30	66	29	23	0	2	0	0	29	
木工科	30	43	28	24	0	0	1	3	25	
洋裁工科	30	53	29	11	0	14	0	3	26	
自動車整備工科	40	100	44	27	0	6	0	4	40	
機械工科	40	51	34	32	0	2	0	3	31	
経理事務員科	30	46	29	0	0	21	0	5	24	
プロック建築工科	30	37	32	0	0	3	3	0	32	
第2機械工科	30	4	3	1	0	0	1	0	0	41・10人入所 42・9修了
自動車運転員	30	30	30	0	0	0	12	0	30	委託訓練
計	290	430	258	118	0	48	23	18	257	

(注) 一般のその他の括弧書は高校卒業生で内書とする。

1 訓練修了生の就職状況

区 分	修了者数	就 職		職 種		県内県外別		未就職者数	摘 要
		本職	本職外	自営	その他	県内	県外		
建築大工科	29	27	0	2	0	24	5	0	
木工科	25	23	0	1	1	15	9	1	
洋裁工科	26	21	3	0	2	23	1	2	
自動車整備工科	40	36	0	4	0	34	6	0	
機械工科	31	29	0	0	2	14	15	2	
経理事務員科	24	22	0	0	2	21	1	2	
ブロック建築工科	32	31	1	0	0	31	1	0	
第二機械工科	0	0	0	0	0	0	0	0	
自動車運転員	30	30	0	0	0	30	0	0	委託訓練
合 計	227	219	4	7	7	192	38	7	

5 留意事項

- (1) 当訓練所の敷地7,504.42m²の内6,155.66m²は米子市より借用しており、その上に県有建物2,644.62m²が建築されているが、未登記となつてゐる。早急に保存登記を行なう必要がある。
なお、県有地1,348.76m²は地目が畑となつてゐるので地目変更の登記をされたい。
- (2) 備品購入(機械器具)が一般競争入札に付されているが、入札にあたり会計規則第123条第2項に規定する「知事が別に定める場合」に該当しないと思われる者から入札保証金が徴されていない。
なお、予定価格調査に不備な点が見受けられたので留意されたい。
- (3) 物品購入契約書に保証期間の特約条項が明記されていない。特に機

械類の購入契約書には、かし担保の条項を設けて契約を締結するよう留意すべきである。

- (4) 職業訓練期間中に訓練生を実習見習として事業所に派遣し、所長が事業主より誓約書を徴して実習謝礼金という名目で1人1日当り100円徴収している。これが徴収の根拠について、明文化するよう検討されたい。

なお、実習謝礼金は生産物売払収入科目に調定収入されているが、雑入科目として調定収入するのが適当である。

6 組織運営について

職業訓練法施行規則第1条第1項3号後段を適用して現在の職員の数に定められているが、最近における訓練生の入所状況は、中学校より入所者には学力的にも相当低いものが多く、又近年高等学校卒業者及び転職者の再訓練の入所者が、増加することも予想され、現状では、訓練指導に相当な困難性が伴いつつあつて、指導員の大きな負担となつてゐる。職員定数の改定について、非常勤職員(講師4名)の措置と併せて検討されたい。

- 1 監査実施箇所名 農 業 試 験 場
- 2 監査執行年月日 昭和42年5月30日
- 3 監査執行者 監査委員 浜 田 庄 二
同 同 中 田 玉 平
同 同 伊 藤 武 夫
同 同 河 崎 巖
- 4 概 況

(1) 職員の配置状況

区分	事務吏員	技術吏員	事務員	技術員	技務員	計	臨時職員	合計
定員	人	人	人	人	人	59人	人	59人
現員	4	37	2		10	53	5	58

(2) 予算の執行状況 (昭和42年4月30日現在)

ア 歳入

科目	目	予算令達受額	調定額	収入済額	収入未済額
物品売払収入 生産物売払収入 農林水産業者附金 雑 合	収入	円 0	6,000	円 0	6,000
	収入	1,703,000	1,694,187	1,527,543	166,644
	収入	180,000	170,000	0	170,000
	収入	0	24,835	22,033	2,802
	計	1,883,000	1,895,022	1,549,576	345,446

イ 歳出

科目	目	予算令達受額	支出済額	残額
総務費 財政費 農産改良費 農業改良費 農作物防除費 農産物試験振興費 農植農畜費 合	費	800,570	800,460	110
	費	4,800	4,800	0
	費	44,277,230	44,184,825	92,405
	費	46,200	46,200	0
	費	144,000	98,480	45,520
	費	305,117	288,107	17,010
	費	141,000	141,000	0
	費	18,152,000	15,995,920	2,156,080
	費	65,000	65,000	0
	費	43,000	43,000	0
計	63,974,117	61,661,592	2,312,525	

ウ 収入証紙取扱額 (農業手数料)

55,500円

(3) 主な事務事業の実施状況

試験研究項目	金額	備	考
中山間地の浸水直播試験	170千円	現地試験1カ所	
乾田直播栽培用除草剤の選定試験	466	〃	
奨励品種決定調査事業	578	現地調査 水稲11カ所 麦11カ所	
主要農作物種子生産事業 (原々種ほ)	721	水稲11品種 10a 麦 8〃 20a 水稲11品種 110a 麦 9〃 200a	
フサビ栽培改善に関する試験	150	地沢式3a 豊石式3a	
病害虫発生予察事業 (指定病害虫)	559	県下全般	
〃 (指定外)	228	〃	
〃 (防除適期決定ほ)	589	県下61カ所 450a 予察灯 16灯	
土壌病害虫防除対策事業	146	梨の土壌線虫	
加工原料とそ菜の病害虫防除法試験	266	里いも、ホウレン草、 アスパラガス	
大麦萎縮病に対する研究	677	ほ場 30a ポット 300ヶ 鉢 850ヶ	
土壌生産力増強と施肥法改善試験	590		
地力保全調査	2,440	畑 1,138ha 水田 372ha	
草地利用による和牛経営の確立	2,173	溝口町大内 未継	
農業構造改善地域における技術確定調査	798	西伯町 天津地区 河原町 散蚊地区	
稲作におけるコンバイン利用法試験	335	赤崎町	
肥料検査事業	250		

5 留意事項

(1) 肥料検査について

ア 「鳥取県肥料検査手数料条例」により、昭和41年度中に実施した肥料の依頼検査は1,908トンであるが、昭和41年度の収入としていれるものは508トン(手数料38,100円)で、残り1,400トン(手数料105,000円)は他の年度の収入としている。会計年度独立の原則に反するので年度区分を厳にし適正な事務処理をすべきである。

イ 肥料検査にかかる検査済の表示は肥料検査の結果、肥料の品質が適正であると認めたととき、その肥料の容器に票箋を附することになつてはいるが、その票箋が検査前に依頼者に交付されていることは適正でない。取扱いを厳正にされたい。

(2) 生産品を代金の納付前に引き渡す場合、「農林水産関係試験研究機関等における生産品事務取扱要領」第6の3に定める買受書を徴しているが、買受書は契約の履行を確保するためのものであり、生産品の前渡しについては、「鳥取県物品事務取扱規則」第33条の規定によつて取扱われるべきである。

(3) 自動車(価格785千円)を、指名競争入札により発注購入しているが、当該契約事務である予定価格調書の作成、指名競争入札参加者の指名同いおよびその指名通知等の所定手続きが行なわれていない。また、耕うん機(価格190千円)の購入については、その購入同いにおいて「指名競争入札」によることとして決裁を受けているのに、合見積書を徴して随意契約により購入している。厳に所定の手続きをとり事務の適正を期すべきである。

(4) 試験研究に使用するためベツクマン自動点滴測定器(価格460千円)、暖流分析装置(価格48.5千円)、光電光度計(価格201千円)等を購入しているが、その使用方法が十分理解されないため、または、管理

手法その他の注意が十分でなかつたことにより遊休化あるいは使用不能となつていものがあつたり、また、機械器具の適当な設置場所がないため本機の使用が容易でなかつたためその利用効率が悪く低くなつていれるもの等がある。特殊な機械器具の購入に当つては他との関連を考慮し効率的予算の執行を図るよう配慮されたい。

(5) 草地利用による和牛経営の確立試験(総合実験農場設置)のため、本年度牛衝器(価格200千円)、モーター(価格192千円)、プロードカスター(価格140千円)、パスチヤーロー(価格92千円)各1点の県有物件を當場長と溝口町長との間に締結した「物品貸付契約書」により無償貸付しているが、該物品の貸付は「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」第7条(物品の無償貸付)の規定を根拠に無償貸付することが適当と思料されるので、正当決裁者の決裁を経て無償貸付するよう検討善処されたい。

6 運営について

(1) 病害虫発生予察事業で、指定病害虫以外の主な病害虫の調査をるか所に依頼して行なつていたが、この調査内容は、他の事業である防除適期決定はの調査内容と同一のもので、一見形式的な事務処理となつていようように思われる。指定と否とをどわす相関連せしめて病害虫発生予察事業の効率的な執行に寄与しようその在り方について検討されたい。

(2) 土壌生産力増強と施肥改善試験(施肥設定調査事業)で、泉下水田地帯の土壌区毎の水稲に対する施肥標準対策を樹てるため、昭和28年度より昭和38年度の間多額の経費を投じて実施した26,000haの調査地区のうち、大山山ろく地区、天神川地区、日野地区、気高地区の土壌

適正分級図および土壌生産可能性分級図の作成が予算編成の事情によつて未作成であった。しかし、これらの調査は、本県農業の振興を図るための基本的な資料であり、直接的には、農家がその土壌の性状に適合した施肥を行なつて耕種の改善に大きく役立ち得るものであるので土壌適正分級図および土壌生産可能性分級図の印刷発行を速やかに
行ない、調査の効果がより広く有効に活用されることが望ましい。

- 1 監査実施箇所名 果樹試験場
- 2 監査執行年月日 昭和42年4月28日
- 3 監査執行者 監査委員 浜田庄二
同 中田玉平
同 竹の家啓三郎

4 概況

(1) 職員の配置状況

区分	事務吏員	技術吏員	事務員	技術員	技労務員	計	臨時職員	合計
定員	人	人	人	人	人	24	人	24
現員	3	13			7	23		23

(2) 予算の執行状況 (昭和42年3月31日現在)

ア 歳入

科目	目	予算令達受額	調定額	収入済額	収入未済額
生産物売払収入		円	円	円	円
	計	3,141,000	3,964,713	3,964,713	0
合		円	円	円	円
	計	3,141,000	3,964,713	3,964,713	0

イ 歳出

科目	目	予算令達受額	支出済額	残額
総務管理費		円	円	円
	計	303,890	303,890	0
農業総務費		円	円	円
	計	16,911,780	16,860,286	51,494
農業構造改善事業費		円	円	円
	計	6,520	5,110	1,410
農作物対策費		円	円	円
	計	99,000	93,907	5,093
農業試験場費		円	円	円
	計	35,000	19,583	15,417
果樹試験場費		円	円	円
	計	9,533,000	8,947,791	585,209
合		円	円	円
	計	26,889,190	26,230,567	658,623

(3) 主な事務事業の実施状況

試験研究項目	経費	備考
果樹等病害虫発生子察事業	617,980 円	本場、北条、河原試験地
なし果実の熟期調整試験	585,240	本場、津ノ井分場
なしの花芽に侵入した黒斑病の防除試験	168,341	本場
果樹の種類品種の導入試験	153,450	本場、北条、河原試験地
和なし育成系統適応試験	140,760	本場

5 留意事項

(1) 本場で生産報告された梨41,351.57kgのうち廃棄処分としているもの1,442.05kgあるが、処分理由が明確でないので、生産品報告(引継処分同)簿にその理由を明記するようにされたい。

なお、品種試験樹で収穫した全量を試験に使用した場合の生産報告が行なわれていない。生産品事務取扱要領の定めるところにより適正に処理されたい。

(2) 分場、試験地において生産した物品については「鳥取県物品事務取扱規則」第32条第2項により、すでに分場長、研究員(試験地)において処分するように承認されているのに、生産品の委託販売契約は場長名で行なわれている。事務処理の適正を期されたい。

(3) 「被服の交付及び使用に関する規程」で定められている作業用被服で、一部の品目が交付されていないものがある。また、使用期間の短縮及び職務の内容により被服の形状を変更しているものがあるが、規定に定める承認の手続が執られていない。正規のとおり処理されたい。

6 運営について

(1) 当場(本場)は328.9haの圃場面積をもつて果樹(主として梨)に関する試験研究を32年度より行なっているが、本県のもつ果樹栽培、今後の背景には果樹農家の生産規模拡大と生産費の切り下げ、とくに労働量の削減——省力化——が最も大きな課題となっており、また、黒ぼく地における柿、栗、桃を導入することによつて西日本地域における重要な落葉果樹生産具に仕上げ得る素地があるとされているので、これらの与件に対処するため、本場の姿を、生産技術の開発研究と併せて近代的果樹園経営を実証するパイロットチーム的な性格をもたせることによつて果樹農家と直結させ、さらに技術指導の拠点とする等その基本的な体制の確立が緊急であろうと思われる。分場、試験地等との相互関係を新たな構想の下に勘察しつつ特長ある本県果樹農家の一層の進展を期するための基本的態度の決定、なかんづく圃場の拡充が先決であると思料されるので検討されるよう望む。

- 1 監査実施箇所名 畜産試験場
 2 監査執行年月日 昭和42年5月25日
 3 監査執行者 監査委員 浜田庄二
 同 同 中田玉平
 同 同 伊藤武夫

(1) 職員の配置状況

区分	事務吏員	技術吏員	事務員	技術員	技術員	計	臨時職員	合計
定員	4	17	1	1	8	31	3	34
現員						31	3	34

(2) 予算の執行状況(昭和42年4月30日現在)

了歳入

科目	目	予算令達受額	調定額	収入済額	収入未済額
農林水産業手数料	収入	6,294,000	7,329,400	7,329,400	0
物品売払収入	収入	10,000	40,000	40,000	0
生産物売払収入	収入	4,316,000	4,386,489	4,386,489	0
家畜類売払収入	収入	4,499,000	5,878,161	5,878,161	0
県営牧場受託事業収入	収入	474,000	475,100	475,100	0
雑	収入	0	379,540	379,540	0
合	計	15,593,000	18,488,690	18,488,690	0

4 歳 出

科 目	予算令達受額	支出済額	残 額
総務管理費	1,603,000	1,603,000	0
農業試験場費	113,000	113,000	0
農業試験場費	343,000	342,925	75
農業構造改善事業費	1,920	1,920	0
畜産試験場費	25,901,254	25,917,312	△ 16,058
畜産試験場費	20,000	20,000	0
畜産試験場費	17,284,000	17,178,997	105,003
畜産試験場費	4,436,000	4,422,913	13,087
畜産試験場費	49,702,174	49,600,067	102,107
合 計			

(3) 主な事務事業の実施状況

試 験 研 究 項 目	経 費	備 考
若令肥育における屋外肥育方式試験	1,657,524	和牛科
和牛改良事業	885,432	"
乳牛改良事業	2,636,264	乳牛科
乳用雄子牛の肥育試験	404,726	"
乳牛サイレーン長期給与試験	198,797	"
精状精液生産配布事業	2,568,693	繁殖科
凍結精液事業	1,275,880	"
種雄牛性能調査	848,770	"
飼料作物系統適応性検定試験	135,120	草地飼料科

5 留意事項

(1) 不用の決定をした、小型四輪貨物自動車の処分を「鳥取県物品事務取扱規則」第31条第3項に定める不用品処分承認申請書で、指名競争により売却処分するよう承認を受けていたが、実態は見積書を徴し、随意契約によつていた。事務処理の適正を期するべきである。

(2) 畜産試験場費、報償費より牛乳性能調査にかかるひきつけ手当てとして400千円が支出（S42.2.21）されているが、該支出に要する支出負担行為が行なわれていない。また、ひきつけ手当ての支出時期は著しく遅延し、ひきつけ日より11ヶ月後に支払いされている。適正な事務処理を行なうべきである。

6 運営について

(1) 昭和41年度における種雄牛の精液配布とその利用状況は次表のとおりである。

区 分	生産(購入)	保管		場内使用	廃棄	計	輸送	使用	返送
		受	換						
乳牛	28,280	536	4,258	20	1,965	22,573	22,573	16,179	6,394
“入牛	5,252	0	443	32	354	4,223	4,223	3,285	938
和牛	430	407	0	26	131	680	680	532	148
凍結(乳)	0	201	0	0	170	31	31	11	20
購入(乳)	1,047	0	0	16	0	1,031	1,031	0	0

昭和41年11月28日種雄牛（乳牛）1頭が事故により死亡したため、精液の配布計画に支障のないよう家畜改良事業団より乳用牛の精液1,047本（1本800円）を購入し、条例に定める外国産として1本500円で購入していたが、この中には国内産のものも含まれており、一方、種畜場で凍結していた精液（乳牛）201本の保管換を受けていたが、

保存方法を変更したため活力が減じ170本を廃棄処分としていた。精液配布事業について、上表に見るよう相当のロスがあると思われるので、凍結精液の取扱いにも一層の慎重を期するとともに必要な精液の確保と効率的利用について、なお、工夫されるよう望む。

- 1 監査実施箇所名 中小家畜試験場
- 2 監査執行年月日 昭和42年4月13日
- 3 監査執行者 監査委員 浜田庄二
同 中田玉平
- 4 概況

(1) 職員の配置状況

区分	事務吏員	技術吏員	事務員	技術員	技 能 技 術 員	計	臨時職員	合 計
定員	人	人	人	人	人	人	人	人
現員	4	17			3	24	24	24

(2) 予算の執行状況 (昭和42年3月31日現在)

ア 歳入

科 目	予算令達受額	調 定 額	収入済額	収入未済額
手 数 料	50,000 円	46,200 円	46,200 円	0 円
財産売却収入	13,067,000	12,554,155	10,983,881	1,570,274
計	13,117,000	12,600,355	11,030,081	1,570,274

イ 歳 出

科 目	予算令達受額	支 出 済 額	残 額
總 務 管 理 費	934,100 円	815,158 円	118,942 円
畜 産 総 務 費	20,168,855	19,900,769	268,086
畜 産 振 興 費	239,000	215,671	23,329
中小家畜試験場費	17,256,000	16,053,985	1,197,015
計	38,597,955	36,990,583	1,607,372

(3) 主な事務事業の実施状況

試 験 研 究 項 目	経 費	備 考
飼料給与回数が種雌豚豚におよぼす影響について	2,823 千円	養豚科
不妊給飼と断餌の組み合わせが肉豚の発育におよぼす影響について	1,040	"
粗繊維の飼料添加が豚の発育におよぼす影響について	900	"
飼料の給与方法が肉豚の発育におよぼす影響について	780	"
肉豚の放飼方式による肥育試験	300	"
肉用雑種母豚の産卵性について	1,000	養鶏科
肉用種鶏の小格育成について	600	"
ゲージ飼養鶏に対する省力給餌影響について	300	"
県内に飼養されるブロイラーひなの性能調査	156	"

5 留意事項

(1) 当試験場長(甲)と株式会社大山ハム(乙)との間に締結されている、生製品の販売契約書第1条(2)の数量は「乙の買受書に記載されたものによる」となっており、第3条で生製品を引渡した場合は乙は甲に買受書を提出することに約定されているが、「農林水産関係試

験研究機関等における生産品事務取扱要領」で定められている契約書様式では、契約書第1条に販売数量が未定の場合は「甲の生産品前渡伝票による」と記載することに規定されている。取扱要領に定める契約書様式により適正に処理されたい。

(2) 生産された卵は、産卵報告(引継、処分同)簿により処理されているが、場内使用の欄がないため、生産報告の欄で、種卵の売却と飼料、試験用として「場」で使用したものがともに記録されているため内容が明確でない。所定の様式に従い事務処理を適正にされたい。また、廃棄処分としていた大破卵5,648個については生産報告がされていない。売払いができないものについても生産品としての取扱いをすべきである。

(3) 生産品、家畜類の売払代金で、納入通知を発行している158件に対し督促状を発行しているものが112件あり、さらに督促の指定納期を相当期間経過しているものがある。期限内の収納に一層努められたい。

(4) 試験研究に使用するため、子豚157頭を備品購入費で購入しているが、購入後の取扱いは場内で生産されたものと同様に処理されている。

このことについては前回の定期監査報告でも述べたところであるが改善されていない。試験研究を目的として子豚が購入され、短期間使用して売却しているものであることから、「鳥取県物品事務取扱規則」第28条の規定による物品の分類換の手続を行ない、生産品と同様の取扱いができるよう処理すべきである。なお、支出科目についても検討されたい。

(5) 当場の支出状況、特に人件費の経理で赤字支出となつていものが散見された。予算令達を適期に行ない適正経理をなさしめるようにな

れたい。

(6) 当場における飼料は、指名競争入札の方法により購入されているが、産肉能力検定用、フロイラー仕上用等は、その飼料成分の配合上の理由をもつて「41年度分指名競争入札参加資格者名簿」に記載されていない者に指名競争入札を行なわせていた。他の購入方法によるべきである。

1 監査実施箇所名 県立農業経営大学校(旧経営伝習農場)

2 監査執行年月日 昭和42年5月28日

3 監査執行者 監査委員 浜田庄二
同 中田玉平
同 伊藤武夫

4 概況

(1) 職員の配置状況

区分	事務吏員	技術吏員	事務員	技術員	技 務 員	計	臨時職員	計
定員	人	人	人	人	人	17	人	17
現員	3	9		1	4	17		17

(2) 予算の執行状況 (昭和42年4月30日現在)

ア 歳入

科目	予算合達受額	調定額	収入済額	収入未済額
生産物売払収入	4,279,000	4,512,412	4,512,412	0
家畜類売払収入	1,203,000	1,116,256	1,116,256	0
物品売払収入	0	6,960	6,960	0
雑収入	0	360,760	360,760	0
合計	5,482,000	5,996,388	5,996,388	0

イ 歳出

科目	予算合達受額	支出済額	残額
総務管理費	342,872	321,160	21,712
農業改良普及費	14,073,992	14,053,057	20,935
農業振興費	15,000	15,000	0
農業構造改善事業費	36,000	34,840	1,160
農業構造改善事業費	5,400	5,400	0
経営伝習農場費	8,816,866	8,354,943	46,923
合計	23,290,130	22,784,400	505,730

(3) 主な事務事業の実施状況

旧経営伝習農場生(36人)の教育のほか次の研修事業を実施している。

研修事業名	実施回数	実日数	実人員	延人員	備考
農業専修学園	3回	21回	68人	471人	
農業機械	3	30	76	1,170	
経営技術	3	14	72	319	

5 留意事項

- (1) 生産品売買契約書により売り渡した4~5月分の原乳代金564,526円に対し、565,232円を調定収入しているが、調定額の算出基礎が明らかでない。調定事務を厳正にされたい。また、他のケースでは調定に当って原乳代金から中間経費を差し引いた金額で調定しているが、中間経費は手数料に相当するものと考えられるので、総計予算主義の建前から手数料は予算に計上し、歳入歳出の手續を厳にすべきである。
- (2) 不用の決定をした育成牛の頭を競争入札により処分していたが、開札の結果を発表していないため、再度入札において第1回入札の最高額より低い金額で入札を行なっている者がある。入札事務を厳正にされたい。
- (3) 生産品の生産報告、引継、処分等の事務を相当期間まとめて事後記帳整理されており、牛乳については、新年度分が監査日現在まで関係帳簿に記帳されていないかつた。「農林水産関係試験研究機関等における生産品事務取扱要領」の定めに従って適正に処理されたい。

(4) 敷地内に職員宿舍及び生徒宿舍を建設するため、公有財産(立木19本)を用途廃止の承認を得て伐採し、不用品として売却処分していたが、伐採処分とすることについての承認の通知は受けていない。なお、用途廃止の承認数量と不用の決定をした数量及び売払に当たつての見積書の数量に不適合がある。事務処理を適正にされたい。

(5) 物品の購入にかかる契約事務について次の点につき今後留意されたい。

ア 41年度に購入した食糧(35,000円)、脱水洗濯機(30,000円)、流し台(52,000円)、育すう機(35,070円)、耕うん機(165,000円)、等は見積書または合見積書を徴さず(耕うん機は見積書を徴している。)購入発注していたが、これらは競争性を有する機器具であるので、予定価格を決定した後見積書を徴し、あるいは指名競争入札の方法により購入発注すべきである。

イ 耕うん機、電気洗濯機等アフターサービスを必要とする物品の購入に当たつては、その契約書にかし担保を徴するようにされたい。

(6) 生徒宿舍新築工事は5工事(建物)にかかる設計を、委託料755千円でもつて2設計業者に委託していたが、該工事の設計委託契約書の約定内容は、前年度の定期監査報告で指摘した事例と同様であつて本年度の委託契約においても改善されていない。この種の委託に当つては、設計委託しようとする建物の面積、構造および使用資材等の主要事項について当該契約書の約定中(仕様書)に明定し、委託目的を明確にすべきである。

6. 組織運営について

(1) 旧経営伝習農場は、昭和42年4月1日をもつて鳥取県立農業経営大

学校となり、高校卒業生30名を定員とする本科(2年)と中学卒業生30名を定員とする実科をもつて構成し、全寮制の下に実践的農業経営教育によつて時代に即応した農業基幹員を養成することを目的に発足することになつた。

しかるに、本校の組織は新たに3課制をとりながら各課職員の配置はなお考慮すべきものがあり、とくに教務課、経営課において、教育計画では、本科生第1年度を全寮制とし、学生の自家経営との関連性を考えて各々に果樹、酪農、養豚、養鶏の4部門のうち、その一つを選択させることとしておりながら、職員の配置はこれと対応していない。

学習、実習、生活を通じて教務課、経営課職員がその中心となつて当るものであることに着意し、部門別職員の充足、とりわけ課長1名のみの教務課と41年度-42年度に至つて著しく拡充された養豚、養鶏の部門にそれぞれ1名の専門職員を配置することについて、すみやかに善処されるよう望む。

- 1 監査実施箇所名 種 畜 場
- 2 監査執行年月日 昭和42年5月30日
- 3 監査執行者 監査委員 浜 田 庄 二
同 中 田 玉 平
同 河 崎 敏
- 4 概 況

(1) 職員の配置状況

区分	事務吏員	技術吏員	事務員	技術員	技 能 労務員	計	臨時職員	合計
定 員	人	人	人	人	人	7	人	7
現 員	1	2			4	7		7

(2) 予算の執行状況 (昭和42年日現在)

ア 歳 入

科 目	予算令達受領額	調 定 額	収入済額	収入未済額
家畜売払収入	640,000 円	640,000 円	640,000 円	0 円
農林水産業手数料	2,140,000	2,866,300	2,866,300	0
合 計	2,780,000	3,512,300	3,512,300	0

イ 歳 出

科 目	予算令達受領額	支 出 済 額	残 額
総務管理費	238,000 円	237,720 円	280 円
畜産振興費	6,087,437	6,058,044	29,393
畜産振興費	7,190,000	7,047,459	142,541
合 計	13,515,437	13,345,223	172,214

(3) 主な事務事業の実施状況

ア 精液採取および利用状況

- (ア) 和牛、生産数量12,989本 配布数量12,989本 利用数量8,005本
- (イ) 乳牛 " 6,268 " 6,268 " 3,803

イ 精液凍結および利用状況

- (ア) 和牛、生産数量 118本 購入数量 70本 配布数量 56本
保管数量 194本
- (イ) 乳牛、保管数量 268 " 248

5 留 意 事 項

(1) 種雄牛のうち、更新計画による和牛1頭及び筋肉リサーチのため採精不能となった乳牛1頭を指名競争入札により処分していたが、予定価格調書を和牛200,000円、乳牛240,000円と別途に作成し、入札は和牛、乳牛の区分をせず一括して行なっていた。入札は予定価格調書ごとに行なうべきである。

(2) 当場敷地内に使用不能となつている建物(約18m²)がある。財産台帳に記載されていないため何らの処置も行なわれず放置されている。所定手続を執り処分されたい。

6 運 営 に つ い て

(1) 精液の確保については、監査日現在、本場、分場に凍結精液保存器をそれぞれ1個(1個の保存可能数600本)を備え、冬期及び夏期における精液の不足時に使用しているが、優良種雄牛の精液保存と事故による緊急事態等を考慮するとき現有精液保存器のみでは不十分と思料される。現有優良種畜の精液配布による改良増殖に支障のないよう保存器の増設を望む。なお、凍結用液体窒素を確保するための方法につ

いても十分配慮されたい。

- 1 監査実施箇所名 県立大山放牧場
- 2 監査執行年月日 昭和42年5月25日
- 3 監査執行者 監査委員 浜田庄二
同 中田玉平
同 伊藤武夫

4 概況
(1) 職員の配置状況

区分	事務吏員	技術吏員	事務員	技術員	技 能 技 術 員	計	臨時職員	合 計
定員	人	人	人	人	人	6人	人	6人
現員	22)	2		1		52)		52)

註() 書は内数で兼務である。

- (2) 予算の執行状況
歳入、歳出予算の執行は畜産試験場において行なわれている。
- (3) 主な事務事業の実施状況
放牧期間…昭和41年7月15日より昭和41年11月1日まで
放牧牛導入頭数…71頭(和牛17、乳牛54)
牧草(乾草)生産量…52,400kg
草地管理作業…139.6154ha

5 留意事項

- (1) 軽自動二輪車(255cc 1台)の購入に当り、購入契約書を作成しないで17.2千円の経費をもつて発注購入していたが、本機は、かし担保を

徴することを要する物品であると認められるので、発注購入に当っては、会計規則およびその運用通知に基づき、購入契約書を締結して行なうべきである。

なお、トラクター(購入価格1,471千円)、ヘーベイラー(購入価格1,250千円)の購入は随意契約により行なわれているが、購入に当っては、あらかじめ指名競争入札等によらず随意契約によらなければならぬ理由を明確にすべきである。

- (2) 当牧場には、昭和41年度において国庫補助対象外事業として総事業費20,925,651円をもつて鳥取県畜産振興協会が建設整備した次表(物件目録)の建物、道路および施設整備された購入物件がある。これは、財団法人鳥取県畜産振興協会と県知事との間に締結された「物件譲渡契約書」により、「昭和42年3月31日までに建設、購入された後、……割賦金総額確定書契約締結と同時にその所有権を鳥取県に移転するものとする。」(第1条)となつてはいるが、監査日現在、該契約書に約定する所有権移転の手續きが行なわれていなかった。所有権移転および公有財産、物品の取得事務ならびに公有財産台帳、物品出納簿等の整備にかかる所定手續を早期に行なわれたい。

物件目録

区分	名称	構造	規格	建面積 m ²	延面積 m ²
建物	事務所	鉄骨	2階	83.583	167.166
	農具倉	木造	平屋	49.686	49.686
	燃料倉	鉄骨	2階	155.633	307.266
治療	車庫	鉄骨	平屋	39.353	39.353
	検査室	木造	平屋	33.124	33.124

道	乾	燥	舎	木造平屋	87.480	87.480
道	事務所	附帯	道路		巾員5m	255.8m
その他施設	電 話	架 設	電 氣	屋内配線一式		1,026 延長 900
その他施設	給排水衛生施設					
主要物品	牛 衛 器	大谷式 1点				
	乾 燥 機	長野式 1				
	ハーフトラック	フオートリッソ 4,000用	1			
	プロードキヤスター	"	1			
	ハイモーター	" 1,800%	1			
その他物品	トラレーラー	" 2TONダンゾ	1			
	ハイメーカー	" PTO式	1			
電 話	電 話					
債券	電 話	債 権		1万円券4枚	112	

- (3) 当牧場で使用しているトラクター、ハーベイラーは、民間から貸付の要望が強く、昭和42年度においてその一部を既に使用させている状況にある。しかるに、貸付することについての所定手續が執られていないので、「鳥取県物品事務取扱規則」の定めるところに従つて、その取扱いに遺憾のないようされたい。
- (4) 昭和41年度に実施した草地造成(30ha)地域の幼令樹(赤松) 8,920

本(材積140m³)の売払処分に当り、競争入札に付し、再度入札に付しても落札者がいないため、最高入札者と随意契約を行なつていたが、再度入札において第1回入札の最高額より低い金額で入札しているものがあつた。これは開札事務が適当でなかつたものと認められるので、改められたい。

- 1 監査実施箇所名 薊 検 定 所
 - 2 監査執行年月日 昭和42年 4月12日
 - 3 監 査 執 行 者 監 査 委 員 浜 田 庄 二
- 同 中 田 玉 平

4 概 況

(1) 職員の配置状況

区分	事務吏員	技術吏員	事務員	技術員	技 能 技 労 務 員	計	臨時職員	合 計
定 員	人	人	人	人	人	31	人	人
現 員	3	4	1		22	30		31

(2) 予算の執行状況(昭和42年3月31日現在)

了 歳 入

科 目	予算令達受領	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額
農林水産業手数料	円 705,000	円 728,485	円 728,485	円 0
物品売払収入	84,000	84,281	84,281	0
生産物売払収入	22,283,000	22,471,679	22,471,679	0
合 計	23,070,000	23,284,445	23,284,445	0

イ 歳 出

科 目	予算合達受領	支出済額	残 額
総務管理費	179,000 円	173,895 円	5,105 円
農業総務費	20,977,950	20,459,528	518,402
蘭 検 定 所 費	20,633,000	20,493,975	142,025
合 計	41,792,950	41,127,398	665,532

(3) 主な事務事業の実施状況

- ア 蘭検定件数 419件 (手数料 337,800円)
- イ 蘭鑑定件数 215件 (手数料 130,800円)
- ウ 線糸試験 (生糸量) 358,650kg (手数料 251,055円)
- エ 乾燥試験 752,800kg
- オ 研修期事業
- カ 原料蘭受払
- | | |
|------------|---------------------------|
| 40年度繰越重量 | 1,718,400kg |
| 41年度受入重量 | 8,111,300 (金額17,011,058円) |
| 41年度消費重量 | 7,518,080 |
| 42年度への繰越重量 | 2,370,560 |
- キ 生糸生産および処分
- | | |
|-----------|---------------------------|
| 40年度繰越重量 | 1,714,170 |
| 41年度生産重量 | 3,048,380 |
| 41年度販売重量 | 3,574,150 (金額21,907,795円) |
| 42年度へ繰越重量 | 1,234,770 |

5 留意事項

- (1) 蘭検定所手数料条例第2条の前段には、「手数料は請求又は申請の

際これを納付しなければならない」と手数料の納付時期の原則を規定し、第2条後段において「手数料を請求件数の全部について一括納付しようとする場合は蘭検定証と引換えに納付することができる」例外規定が設けられている。しかるに、中には当所の検定にかかる調定日付けは、当該申請日あるいは蘭検定証の発行日のいずれにもよらない日付けで一括調定の事務処理が行なわれているものがある。調定は、請求または申請のつどその件数について一括して行ない、その収納時期は当該請求または申請あるいは検定証の引換時とすべきである。

なお、前記の規定による事務処理方式は、検定業務の実務面との関連において必ずしも合理的でないところがあるので、同条例（第2条）の改正方につき検討されたい。

(2) 線糸試験にかかる申請については、蘭検定所線糸試験規程第3条に「申請を承認したときはその旨を申請者に通知しなければならない」と規定されているが、その承認の通知は行なわれていない。規定を厳守されたい。

(3) 生蘭18,750kgを郡是製糸及び日本レイヨンから購入し、これを乾燥するため直ちに購入先へそれぞれ引渡し、乾燥繭を蘭乾燥明細書により検収しているが、出納員が行なっている物品の受払は生繭のみで、乾燥繭については行なわれていない。「鳥取県物品事務取扱規則」の定めるところに従って取扱いに遺憾のないようされたい。

(4) 当所施設のうち、線糸室、揚返室、食堂、倉庫、副蚕室等多くの建物が一括本館（1,944.60㎡）として記録管理されているが適当でない。棟別、用途別に区分し公有財産の管理に遺憾のないようされたい。

- 1 監査実施箇所名 水産試験場
- 2 監査執行年月日 昭和42年4月6日
昭和42年4月27日
- 3 監査執行者 監査委員 浜田庄二
同 中田玉平
同 新見修
同 竹の家 啓三郎

4 概況

(1) 職員の配置状況

区分	事務吏員	技術吏員	事務員	技術員	技 術 員	計	臨時職員	合 計
定員	4	18		7		30	29	30
現員							8	37

(2) 予算の執行状況 (昭和42年3月31日現在)

ア 歳入

科 目	予算令達受額	調 定 額	収 入 済 額	収入未済額
漁獲物売払収入	8,014,000	3,948,551	3,514,686	433,865
生産物売払収入	0	28,250	0	28,250
雑 入	0	48,000	0	48,000
計	8,014,000	4,024,801	3,514,686	510,115

イ 歳出

科 目	予算令達受額	支 出 済 額	残 額
総務管理費	294,601	122,633	171,968

水産業務	費	21,798,000	21,755,381	42,619
水産振興費	271,140	0	271,140	
漁業取締費	50,000	0	50,000	
水産試験場費	14,845,000	10,511,988	4,333,012	
計	37,258,741	32,390,002	4,868,739	

(3) 主な事務事業の実施状況

試 験 項 目	経 費	備 考
沿岸海況漁況調査 (沿岸定点観測、漁況、漁場調査)	千円 664	
ズワイガニ産卵生態調査	507	"
バイ種苗生産技術試験	500	"
ワカメ増殖技術改良試験	200	"
トビウオまき網漁業の揚網省力試験	186	"
沖合漁場開発調査 (アジ・サバ・イワシ・スルメイカ)	3,338	境分場
漁況海況予報調査 (アジ・サバ・イワシ・スルメイカ)	1,554	"

5 留意事項

(1) 漁獲物の販売を鳥取県漁業協同組合連合会境支所に委託していたが、販売代金の精算時期が契約書に明記されていない。形式的処理とならないよう契約書作成にあたっては十分注意されたい。なお、漁獲物等の販売を米子魚市場、網代漁協等へ委託しているものがあるが、委託契約書が作成されていない。「農林水産関係試験研究機関における生産品事務取扱要領」の定めるところに従って適正に処理されたい。

(2) サリノメーカー (価格460千円) の購入にかかる購入契約書に、「第2条2納入場所 甲乙協議により決める。」

3 納入方法 甲乙立合の上実際に操作し、完全であるとき納入が完了したものとす。

第3条3 甲の検査は、乙が納入書を提出した日から30日以内に完了する。

第8条甲は…正当な請求書を受理した日から50日以内に代金を乙に支払う。」

と約定されているが、前記約定の第2条2については、納入場所を明定し、同条3は納入物件の引渡時期を定めているもので、何れも検査条項と重複している。また第3条3の検査時期は10日以内に、第8条の対面の支払時期は30日以内に約定しなければならぬことに「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第5条および第6条に定められている。契約事務の適正を期するための措置について、なお、一層の検討を望む。(本場)

(3) 水産試験船に乗組む調査員の給食を、予算措置により、船員と同様に支給している。このため、旅費を調整し、食事が支給されていないが、「職員等の旅費の支給に関する規則」第20条に規定されている旅費の調整の基準に該当しない。条例に定める旅費を支給することが不適当と認められるときは、同規則第20条第9項に定める人事委員会の承認を得るべきである。

(4) 船舶の運航に要する重油(122,250ℓ)、軽油(250ℓ)、潤滑油(2,219ℓ)の出納管理は、「物品整理簿」に記載するほか、「航海日誌」、「機関日誌」および「燃料消費量受払簿」をもつてその出納管理の適正を期することとなっているが、「燃料消費量受払簿」の記載は、他に重複するところがあるので省略し、事務の簡素化を

図るよう検討善処されたい。

4 前記油類にかかる物品取扱主任が所持する物品整理簿の受け払い、そのつど記載されていて、石油製品の出納事務取扱と区別しなければならぬ特別の事由は認められない。むしろ該物品の出納事務処理の効率化の面よりして、「石油製品の購入ならびに出納事務取扱要領(発出第105号S.40.4.1)」の定めに基づいて月間の購入数量を注油伝票により一括検収し、その検収日、検収数量をもつて一括物品整理簿に記載する等の取扱方法をとることが適当と思われるので検討されたい。

(5) 水産試験船の乗組員及び研究員(調査員)に対し、予算措置により被服(作業衣、雨合羽、長靴等)を交付しているが、被服の交付状況を明らかにした帳簿が整備されていない。被服の交付については「被服の交付及び使用に関する規程」に基づいて交付要領等を定め、適切な処置をとられたい。なお、乗組員の制服及び作業服の着用、交付については、前年水産課の定期監査報告で述べたとおりである。

(6) 本場ならびに分場敷地の境界線が明瞭でないことに起因して、高架水槽(10m³)敷地の使用貸借、弓北漁業協同組合が設置している自転車置場の敷地等未解決の問題が多く残されている。早期に解決を図り、財産管理に遺憾のないようされたい。なお、旧分場の建物は、事務所を水産会館内に移転後は倉庫、作業場等に使用されているが、用途変更の手続が未了である。正規の手続を執られたい。

6 運営について

(1) 鳥取県水産試験場規程第12条に規定する業務功程報告書は監査日現在37年度、38年度、39年度、40年度の何れとも作成されていなかった。

試験研究その他を含む年間業務工程をとりまとめおくことは今後の試験研究に大切であるばかりでなく、漁業振興、とくに、技術指導上重要な資料となるものである。報告書の作成は、市場、運営上必須の業務であるので、すみやかに善処されたい。

- 1 監査実施箇所名 県宮境港魚市場、県立境港水産会館
- 2 監査執行年月日 昭和42年4月4日
- 3 監査執行者 監査委員 浜田庄二
同 中田玉平
- 4 概況

(1) 職員の配置状況

区 分	事務 吏員	技術 吏員	事務員	技術員	技 労 務 員	計 数	臨時 職員	合計
定員	人	人	人	人	人	5	人	5
県宮境港魚市場								
県宮境港水産会館								
現員	2(1)	1(1)	1			4(2)	1	5(2)
県宮境港水産会館	3	1(1)	(1)			1(5)	2	3(5)

註 現員の()書は兼務者人員である。

(2) 予算の執行状況(昭和42年3月31日現在)

ア 歳入

科 目	予算令達受額	調 定 額	収 入 済 額	収入未済額
魚市場使用料	12,875,000 円	15,559,119 円	15,554,149 円	4,970 円
水産会館使用料	6,142,000	5,887,200	5,008,200	879,000

種 入	396,000	448,698	447,558	1,140
計	19,413,000	21,875,017	20,989,907	885,110

イ 歳出

科 目	予算令達受額	支 出 済 額	残 額
魚市場事業費	4,573,000 円	4,276,150 円	296,850 円
水産会館運営費	1,872,000	1,625,792	246,208
総務管理費	41,000	19,578	21,622
計	6,486,000	5,921,520	564,680

(3) 主な事務事業の実施状況

ア 魚市場卸し取扱額 2,971,822,790円

荷さばき取扱量 223,406箱

イ 水産会館 事務室等利用状況 総室数 18室 1,840m²

利用室数 16室 1,694m²(15業者)

空室数 2室 146m²

5 留意事項

(県宮境港魚市場)

(1) 上屋スレート修理工事81,685円、水産会館下荷揚場床面修理工事65,000円等の工事を随意契約により実施していたが、契約を締結した中には、見積者と契約者の異なっているもの、見積書に代表者印のないもの等があった。事務処理を適正にされたい。

(2) 昭和41年度の郵便切手類の受払状況は、受高67,168円に対し、払高は、22,889円で残高44,279円を翌年度へ繰越している。この繰越は主として、昭和42年3月に購入された59,280円によるもので、予算執行

の適切を欠くものである。今後、予算の計画的効率的執行に配慮されたい。

(3) 魚市場の業務に従事する職員に対し、予算措置により作業衣を交付し、使用させているが、使用期間が明確でない。被服の交付に関しては「被服の交付及び使用に関する規程」に準じて交付要領等を定め、適切な処置をとられたい。

(4) 鳥取県宮境港魚市場管理規則第7条の規定により、水産物荷さばきのための魚市場の「利用許可申請書」が提出されているが、許可行為がなされていない。「利用許可申請書」に対する許可は、同規則第22条第2号において魚市場長に権限委任されているので、許可通知を行なうべきである。

(5) 水産物荷さばきのための魚市場の利用の許可申請は鳥取県宮境港魚市場管理規則第7条により魚市場を利用しようとする者から事前に魚市場長に提出しなければならないことになつてはいるが、該申請書は幣習として魚市場利用後に提出され、なかには、利用後相当期間(35日～55日)を経過してから提出されているものが散見される状況である。該申請書の提出時期は、その利用実態からして、水産物荷さばき業務をしようとする者から、利用しようとする月の前月までに、1カ月以内の利用期間で「利用許可申請書」の提出を行なわせる等の規定運用の方途を講ずる措置は可能と思料されるので、さらに該申請のあり方につき考究善処されたい。

(県立境港水産会館)

(1) 昭和42年3月31日現在における特別会計予算令達残額543,058円に
対し約760,000円の支出負担行為をしており、科目によつては予算令達

額を超過して支出されている。適期に令達を受け、予算経理の適正を期されたい。なお、給与の支給に当り、会計区分を誤つて支出されているものがある。会計区分を明確にして適正に経理されたい。

(2) 当会館の各室で使用している暖房用プロパンガスに対する危険防止対策として、室内又は室外にガス容器の收容施設及び配管工事を5事務所が実施していたが、施設の設置にあたり、事務所使用許可の条件に定める書面をもつて知事の承認を得る手続が執られていない。許可条件に従つて正規の手続により処理されたい。

(3) 水産会館内の食堂経営者に対し、「水産会館利用許可書」の「許可条件(6)」により電気冷蔵庫、プロパンガス用炊飯器、冷凍機ボックス等90点の食堂用具有物品を「公有財産の一部(従物)と解することとして無償貸付しているが、該物品は、建物と一体性および定着性を有しているものでなく、かつ、貸付けを目的とする物品であり、鳥取県物品事務取扱規則第3条に定める範囲の備品と認められ、公有財産には該当しない。従つて、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第7条の規定に基づき、物品の無償貸付の手続を行なうべきである。

6 運営について

(1) 境港および境漁港に水揚げされる漁獲物が県宮境港魚市場以外の場所で行き(荷さばき)が行なわれているものがある。これは、鳥取県魚市場条例第16条第2項「市場以外のところでは市場行為またはこれに類似する行為をしてはならない」とする市場行為の制限規定に抵触することは勿論であるが、県宮境港魚市場以外の場所で行き(荷さばき)したものであつても、鳥取県宮境港魚市場の設置及び管理

に関する条例第4条の規定に基づき使用料を徴収している。根本的には市場施設の不備に基因するものと思われるが、魚市場の「場所」を実情とにらみ合せて更に検討を加え市場運営の合理化に努められるよう望む。

(2) 水産会館のろうか、便所、湯沸場等の共用部分にかかる電力料金について、特定入居者(4)と水産会館長との間に「鳥取県境港水産会館の共用部分電力料金負担について「協定書」を締結してその電力料金を収納(収入科目、雑入)しているが、「水産会館利用許可書」において、当該料金を負担させる旨の許可条件を1項付加して収入することがより妥当と思われるので検討されたい。

- 1 監査実施箇所名 久米ヶ原土地改良事業所
- 2 監査執行年月日 昭和42年5月26日
- 3 監査執行者 監査委員 浜田庄二
同 中田玉平
同 伊藤武夫
- 4 概況 同

(1) 職員の配置状況

区分	事務吏員	技術吏員	事務員	技師	技師	技師	計	臨時職員	合計
定員	1	4		1	1	1	7	1	7
現員							7		8

(2) 予算の執行状況 (昭和42年4月30日現在)

歳 出

科目	予算令達受額	支出済額	残額
業務管理費	13,000	13,000	0
農地改良費	1,911,000	1,855,289	57,711
土地改良費	4,128,000	4,150,890	△2,890
合計	6,052,000	5,997,179	54,821

(3) 主な事務事業の実施状況

事業名	施行地	事業量	事業費
県営総合かんがい排水事業	倉吉市桜	道・路工 520m	930千円
同	同西倉吉町	事業所新築 2棟221m ²	4,033
県営圃場整備事業	同横田下米積	圃場整備 30.7ha 幹線道路 2,036m 交線道路 2,419m	15,940

5 留意事項

(1) 久米ヶ原土地改良事業所は、昭和41年度に久米ヶ原土地改良区から借用した土地に事業費4,033千円で事業所(2棟延221m²)を建設していたが、該土地の賃借は単年度の契約となつてゐる。事業施行の必要期間継続して借用する契約とすることが適当である。

(2) キヤベネット等の物品(備品)の購入に当り、見積書または相見積書を徴さず、適宜発注購入していたが、適合性を有する物品であるので予定価格を決定して見積書または合見積書を徴して購入発注すべきである。

- 1 監査実施箇所名 岩井警察署
- 2 監査執行年月日 昭和42年5月31日
- 3 監査執行者 監査委員 浜田庄二
同 中田玉平
同 河崎巖

4 概況

(1) 職員の配置状況

区分	警察官				一般職員	合計
	警視	警部	警部補	巡査部長		
定員	1	1	2	4	14	22
現員	1	1	2	4	14	22
						3
						3
						25
						25

(2) 予算の執行状況 (昭和42年4月30日現在)

ア 歳入

科目	目	予算令達受額	調定額	収入済額	収入未済額
弁償雑計	金	0	2,222	2,222	0
	入	0	5,200	5,200	0
	計	0	7,422	7,422	0

イ 歳出

科目	目	予算令達受額	支出済額	残額
警察管理費	費	22,676,129	22,672,240	3,889
	費	1,511,021	1,494,845	16,176
	計	24,187,150	24,167,085	20,065

ウ 収入証紙取扱額

自動車運転免許等手数料 1,200,800円

(3) 主な事務事業の実施状況

ア 保安関係許可状況

前年度未現在	41年度中取扱件数					本年度未現在
	新設	廃業	更新	再交付	計	
274	20	22	4	3	49	272

イ 道路使用許可状況

申請件数	許可件数		不許可件数	備考
	手数料徴収分	手数料免除分		
91	71	20	91	0

ウ 自動車運転免許状況

申請件数	新規交付数	更新交付数	再交付数	併記交付数	備考
1,316	569	731	60	0	

エ 行政処分講習状況

短期講習	中期講習	長期講習	計	備考
106	37	6	149	

オ 証明書交付状況

証明書の種類	申請件数		交付件数		備考
	手数料徴収分 件	手数料免除分 件	手数料徴収分 件	手数料免除分 件	
交通事故証明	53	2	53	2	
遺失届出証明	48	0	48	0	
盗難届出証明	2	0	2	0	
火災その他証明	3	0	3	0	
その他	2	0	2	0	
計	108	2	110	2	

カ 拾得物 (遺失物) 取扱状況

区分	前年度末 保管数	本年度 受入数	本年度払出		差引現在 保管数	備考
			県に収入したもの 件数	金額		
現金	48,195円	325,446円	3,575円	283,548円	86,518円	
物品	366点	582点	78点	1,623円	455点	415点

キ 犯罪発生検挙等状況

区分	発生件数 件	検挙件数 件	検挙率 %	備考
特 別 法 犯	290	290	100.0	
計	457	417	91.2	

ク 交通事故状況

区分	昭和40年	昭和41年	増加率 %	備考
事故件数	26	64	246.1	
死者	2	1	50.0	
傷者	43	64	148.8	

ケ 交通取締状況

違反種別	年度別		計	備考
	自動車	原付		
検挙件数	40	223	326	
	41	184	244	
		△39	△82	
		△41		
		△2		
警告件数	40	—	24	
	41	—	322	
		—	58	
		—		

コ 交通規制状況

区分	40年度末(a)		41年度末(b)		差引(b-a)	備考
	横断歩道箇所数	3	11	8		
追越禁止	箇所数	—	—	—		
	距離(m)	—	—	—		
駐車禁止	箇所数	1	1	0		
	距離(m)	200	200	0		
指示標識(本)	6	22	16			
規制標識(本)	17	19	2			

5 留意事項

- (1) 道路一時使用許可に際し、岩美高校祭前日の市中行進に対する使用料が免除されていたが、昭和40年10月11日付鳥交一発第109号本部長通ちようにより手数料を徴するようにされた。
 - (2) 物品の修繕にあたって、業者が修理物品を持って帰えたものに対して、預り証(又は物品修繕同意書に押印)が徴されていないので徴するようにされた。
 - (3) 物品の購入及び修繕の検収にあたり、すべて会計主任の検収になつてゐるが、専門的な技術を要するものについては、なるべく専門的な知識を有するものが検収を行なうようにされた。
- 6 運営について

当署の庁舎は昭和9年に建築されたが老朽甚だしくこのままでは大修理を必要とし、現在、その維持管理に苦慮してゐる。時代の變遷に伴い、庁舎の位置についても考慮を要するものがあるので、この際、移転新築することについて駐在所の整理統合、再配置とも関連させて検討されるよう望む。

特に鳥取砂丘には年間100万人以上の観光客が訪れるようになり、各種施設も整備されて国内での代表的な観光地ともなつて来ている現状に鑑み、人身の保護、秩序の維持等の見地より、この地で起る警察事犯については、鳥取警察署と緊密に一体化の姿で適切に処理出来るよう派出所の設置とも併せてその在り方について根本的に検討されるよう望む。

- 1 監査実施箇所名 鳥取警察署
- 2 監査執行年月日 昭和42年6月1日

3 監査執行者

監査委員 浜田庄二
同 中田玉平
同 河崎 巖

4 概況

(1) 職員の配置状況

区分	警察				官		計	一般		合計
	警視正	警視	警部	警部補	巡查部長	巡查		職員	臨時職員	
定員	1	1	5	15	25	97	144	10	10	154
現員	1	1	4	16	26	96	144	10	1	155

(2) 予算の執行状況(昭和42年4月30日現在)

ア 歳入

科 目	予算令達受額	調定額	収入済額	収入未済額
物品売払収入	0 円	6,101 円	6,101 円	0 円
弁 償 金 入	0	25,452	25,452	0
雑 入	0	349,441	349,441	0
計	0	380,994	380,994	0

イ 歳出

科 目	予算令達受額	支出済額	残 額
警察管理費	117,364,217 円	117,050,379 円	313,838 円
警察活動費	7,518,555	7,317,090	201,465
計	124,882,772	124,367,469	515,303

ウ 収入証紙取扱額

自動車運転免許等手数料 10,575,200円

(3) 主な事務事業の実施状況

ア 保安関係許可状況

前年度末現在	41年度中取扱件数				本年度末現在
	新設	廃業	更新	再交付	
21,452件	166件	78件	49件	16件	309件
					1,540件

イ 道路使用許可状況

申請件数	許可数		不許可数	備考
	手数料徴収分	手数料免除分		
1,674件	1,324件	350件	1,674件	0件

ロ 自動車運転免許状況

申請件数	新規交付数	更新交付数	再交付数	併記交付数	備考
9,910件	4,552件	5,882件	523件	9件	

エ 行政処分講習状況

短期講習	中期講習	長期講習	計	備考
1,133件	551件	68件	1,752件	

オ 証明書交付状況

証明書の種類	申請件数		交付件数		備考
	手数料徴収分	手数料免除分	手数料徴収分	手数料免除分	
交通事故証明	761件	0件	761件	0件	761件
遺失証明	400件	0件	400件	0件	400件
盗難届出証明	149件	0件	149件	0件	149件
自動車保管場所証明	2,924件	0件	2,924件	0件	2,924件
その他	22件	0件	22件	0件	22件
計	4,256件	0件	4,256件	0件	4,256件

カ 拾得物(遺失物)取扱状況

区分	前年度末保管数	本年度受入数	本年度払出		差引現在保管数	備考
			異に収入したもの 件数	金額		
現金	817,709円	5,888,998円	1,200件	513,441円	5,494,023円	899,243円
物品	5,021点	8,848点	1,701点	35,000円	6,428点	5,740点

キ 犯罪発生、検挙等状況

区分	発生件数	検挙件数	検挙率	備考
刑法犯	2,460件	1,935件	78.6%	
特別法犯	6,094件	6,094件	100.0%	
計	8,554件	8,029件	93.8%	

ク 交通事故状況

区分	昭和40年	昭和41年	増加率	備考
事故件数	424	559	131.8%	
死者	20	16	80.0	
傷者	419	604	144.1	

ケ 交通取締状況

区分	年度別	違反種別			計	備考
		自動車	原付	その他		
40年	3,274	1,776	61	5,111		
41年	5,383	520	453	6,356		
差引増減	2,109	△1,256	392	1,245		

コ 交通規制状況

区分	分	昭和40年度末	昭和41年度末	差引 (b-a)	備考
		(a)	(b)		
横断歩道	箇所数	123	140	17	
	箇所数	3	4	1	
追越禁止	距離	1,860m	5,360m	3,500m	
	箇所数	13	21	8	
駐車禁止	距離	5,444m	17,694m	12,250m	
	箇所数	246	280	34	
指示標識	(本)	220	389	169	
	(本)				

5 留意事項

- (1) 物品購入荷書で事後伺となっているものが散見されたので留意されたい。
- 運営について
現在市内丸山町地内に新庁舎が建設中で近く完成移転の予定であるが、これが移転を機に管轄区域の地理的諸情勢の変化、特に住宅、工業団地等の造成に伴い郊外が都市化しつつある現状に鑑み、駐在所、派出所の位置及び規模について再検討されるよう望む。
なお、鳥取砂丘地域については、岩井警察署の項で述べた通りであるので併せて検討されたい。

- 1 監査実施箇所名 倉吉警察署
- 2 監査執行年月日 昭和42年5月29日
- 3 監査執行者 監査委員 浜田庄二
同 伊藤武夫
同 河崎 敏
- 4 概況

(1) 職員の配置状況

区分	警察					一般		臨時職員	合計
	警視正	警視	警部	警部補	巡查部長	巡查	計		
定員	—	2	4	8	16	61	91	14	105
現員	—	2	4	9	16	62	93	14	108

(2) 予算の執行状況 (昭和42年4月30日現在)

ア 歳 入

科 目	予算令達受額	調 定 額	収 入 済 額	収入未済額
物品売払収入	0	14,385	14,385	0
弁 償 金 入	0	3,434	3,434	0
雑 入	0	210,068	210,068	0
計	0	227,887	227,887	0

イ 歳 出

科 目	予算令達受額	支 出 済 額	残 額
警 察 管 理 費	84,587,862	84,560,760	27,102
警 察 活 動 費	6,021,784	6,002,334	19,450
計	90,609,646	90,563,094	46,552

ウ 収入証紙取扱額

自動車運転免許等手数料 7,334,250円

(3) 主な事務事業の実施状況

ア 保安関係許可状況

前年度末現在	41 年 度 中 取 扱 件 数				本年度末現在
	新 設	廃 業	更 新	再 交 付	
1,606	317	212	105	16	650
					1,711

イ 道路使用許可状況

申請件数	許 可 数		不許可数	備 考
	手数料徴収分	手数料免除分		
469	352	117	469	0

ウ 自動車運転免許状況

申請件数	新規交付数	更新交付数	再交付数	併記交付数	備 考
7,063	4,860	4,860	412	69	

エ 行政処分講習状況

短期講習	中期講習	長期講習	計	備 考
603	403	44	1,050	

オ 証明書交付状況

証明書の種類	申 請 件 数		交 付 件 数		備 考
	手数料徴収分	手数料免除分	手数料徴収分	手数料免除分	
遺失証明	281	0	281	0	281
交通事故証明	478	5	483	5	483
盗難証明	54	0	54	0	54
災害証明	14	0	14	0	14
その他証明	3	0	3	0	3
計	830	5	835	5	835

カ 拾得物(遺失物)取扱状況

区分	前年度未保管数	本年度受入数	本年度払出		差引現在保管数	備考
			異に収入したものの件数	金額		
現金	572,953円	1,044,873円	319件	166,924円	869,128円	561,774円
物品	4,615点	5,483点	1,041点	23,144円	4,510点	4,547点

キ 犯罪発生、検挙等状況

区分	発生件数	検挙件数	検挙率	備考
刑法犯	1,205件	921件	76.4%	
特別法犯	3,690	3,690	100.0	
計	4,895	4,611	94.1	

ク 交通事故状況

区分	昭和40年	昭和41年	増加率	備考
事故件数	233件	400件	171.6%	
死者	11人	14人	127.2	
傷者	259人	440人	169.8	

ケ 交通取締状況

区分	違反種別	年度別	自動車		その他	計	備考
			原付	付			
検挙件数	40	41	2,357	2,329	44	4,454	
			△ 8	△ 319	△ 10	△ 337	

コ 交通規制状況

区分	昭和40年度末		昭和41年度末		差引 (b-a)	備考
	(a)	(b)	(a)	(b)		
横断歩道箇所数	19	12	19	12	△ 7	
	箇所数	—	3	3	3	
追越禁止	箇所数	—	3,640m	3,640m	3,640m	
	距離	—	3,640m	3,640m	△ 1	
駐車禁止	箇所数	4	3	3	△ 1	
	距離	1,750m	5,640m	3,890m	3,890m	
指示標識(本)	—	—	—	—	—	
規制標識(本)	164	181	164	181	17	

5 留意事項

(1) 当署管内の駐在所等の土地建物内、市町村有地を無償借り上げしているものについては、その後、関係者の努力により逐次貸借契約が締結されつつあるが、市町村が民有地を賃借してこれを県へ提供している土地については、依然として貸借契約が未締結のままとなっている。

貸借契約を締結して管理の明確化に一層努力されたい。

- | | |
|-----------|--|
| 1 監査実施箇所名 | 八 橋 警 察 署 |
| 2 監査執行年月日 | 昭和42年5月25日 |
| 3 監査, 執行者 | 監査委員 浜 田 庄 二
同 中 田 玉 平
同 伊 藤 武 夫 |

4 概況

(1) 職員の配置状況

区分	警察			官		一般職員	合計
	警視	警部	警部補	巡査部長	巡査		
定員	1	1	4	6	24	36	4
現員	1	1	3	7	24	36	4
							40

(2) 予算の執行状況 (昭和42年4月30日現在)

ア 歳入

科	自	予算合達受額	調定額	収入済額	収入未済額
物品売払収入	円	0	1,800	1,800	0
弁償	円	0	0	0	0
雑入	円	0	43,944	43,944	0
計	円	0	45,744	45,744	0

イ 歳出

科	目	予算合達受額	支出済額	残額
警察管理費		35,197,355	35,060,497	136,858
警察活動費		2,026,015	2,021,333	4,682
計		37,223,370	37,081,830	141,540

ウ 収入証紙取扱額

自動車運転免許等手数料

3,268,100円

(3) 主な事務事業の実施状況

ア 保安関係許認可状況

前年度末現在	41年度中取扱件数					本年度末現在
	新設	廃業	更新	新再交付	計	
562	100	57	17	1	175	605

イ 道路使用許可状況

申請件数	許可数		不許可数	備考
	手数料徴収分	手数料免除分		
100	85	15	100	0

ウ 自動車運転免許状況

申請件数	新規交付数	更新交付数	再交付数	併記交付数	備考
3,457	1,653	1,831	243	57	

エ 行政処分講習状況

短期講習	中期講習	長期講習	計	備考
251	145	27	423	

オ 証明書交付状況

証明書の種類	申請件数		交付件数		備考
	手数料徴収分	手数料免除分	手数料徴収分	手数料免除分	
遺失証明	111	0	111	0	111
交通事故証明	274	3	277	274	277
盗難届出証明	4	0	4	0	4

災害証明 その他証明 計	14 3 406	0 0 3	14 3 409	14 3 406	0 0 3	14 3 409
--------------------	----------------	-------------	----------------	----------------	-------------	----------------

カ 拾得物(遺失物)取扱状況

区分	前年度未 保管数	本年度 受入数	本年度払出		差引現在 保管数	備考
			県に収入したものの 件数	金額		
現金品	121,508円 199点	207,785円 332点	105件 122点	38,554円 5,410円	132,834円 229点	157,925円 180点

キ 犯罪発生、検挙等状況

区分	発生件数	検挙件数	検挙率 %	備考
刑法犯 特別法犯 計	554 511 1,065	525 511 1,036	89.6 100.0 97.2	

ク 交通事故状況

区分	昭和40年	昭和41年	増加率	備考
事故件数	116件	285件	245.6%	
死者	14人	12人	85.7	
傷者	111人	241人	217.1	

ケ 交通取締状況

違反種別 区分	年度別	自動車			その他	計	備考
		原付	自動車	合計			
検挙件数	40年 41年	733 493	85 36	818 529	—	—	—
差引増減		△240	△49	△289			

コ 交通規制状況

区分	分	昭和40年度末	昭和41年度末	差 (b-a)	引	備考
		(a)	(b)			
横断歩道	所数	14	24	10		
	か所数	—	—	—		
追越禁止	距離(m)	—	—	—		
	か所数	—	—	—		
駐車禁止	距離(m)	—	—	—		
	か所数	—	—	—		
指示標識	(本)	28	48	20		
	規制標識(本)	48	85	37		

5 留意事項

- (1) 駐在所等で町より無償で借り上げしている土地及び建物で未契約のものがある。早急に賃借契約を締結して管理の明確化を図らねばならない。
- (2) 当管内の町より借り上げしている赤碓外5駐在所の建物は、耐用年数を相当経過してきて老朽の甚だしきものがある。計画的に新築されるよう検討されたい。

- 1 監査実施箇所名 米子警察署
- 2 監査執行年月日 昭和42年5月23日
- 3 監査執行者 監査委員 浜田庄二
- 同 中田玉平
- 4 概況

(1) 職員の配置状況

区分	警察官				計	一般職員	臨時職員	合計	
	警視正	警視	警部	警部補					
定員	1	1	5	14	26	105	152	17	
現員	1	1	5	14	26	104	151	18	
									170

(2) 予算の執行状況 (昭和42年4月30日現在)

ア 歳入

科目	目	予算令達受額	調定額	収入済額	収入未済額
物品売払収入 弁償 雑計	収入	0	51,887	51,887	0
	金	0	18,382	18,382	0
	雑	0	274,019	274,019	0
計		0	344,288	344,288	0

イ 歳出

科目	目	予算令達受額	支出済額	残額
警察管理費 警察活動計	費	125,152,419	125,081,105	71,314
	費	9,191,136	9,167,883	23,253
	計	134,343,555	134,248,988	94,567

ウ 収入証紙取扱額

自動車運転免許等手数料

14,548,250円

(3) 主な事務事業の実施状況.

ア 保安関係許認可状況

前年度未現在	41年度中取扱件数				本年度未現在
	新設	廃業	更新	再交付	
2,349	296	278	70	20	664
					2,367

イ 道路使用許可状況

申請件数	許可件数		不許可件数	備考
	手数料徴収分	手数料免除分		
800	593	207	800	0

ウ 自動車運転免許状況

申請件数	新規交付数	更新交付数	再交付数	併記交付数	備考
14,995	7,940	8,138	758	175	

エ 行政処分講習状況

短期講習	中期講習	長期講習	計	備考
1,106	510	74	1,690	

オ 証明書交付状況

証明書の種類	申請件数		交付件数		備考
	手数料徴収分	手数料免除分	手数料徴収分	手数料免除分	
交通事故証明	675	1	675	1	676
盗難届出証明	240	0	240	0	240
遺失物届出証明	665	0	665	0	665
計	1,580	1	1,581	1	1,581

カ 拾得物(遺失物)取扱状況

区分	前年度末保管数	本年度受入数	本年度払出		差引現在保管数	備考
			県に収入したものの件数	金額		
現金	917,069円	2,624,764円	543件	217,119円	1,851,341円	1,473,373円
物品	7,498点	11,789点	1,270点	56,900円	9,414点	8,603点

キ 犯罪発生、検挙等状況

区分	発生件数	検挙件数	検挙率%	備考
特別法犯	5,347	5,347	100.0	
計	7,542	6,680	88.5	

ク 交通事故状況

区分	昭和40年	昭和41年	増加率	備考
事故件数	319件	459件	143.8%	
死者	17人	21人	123.5	
傷者	379人	511人	134.8	

ケ 交通取締状況

違反種別	年度別	自動車	原付	その他	計	備考
検挙件数	40年	2,554	1,654	15	4,223	
	41年	3,225	1,867	82	5,174	
差引増減		671	213	67	951	
警告件数	40年				162	
	41年				328	
差引増減					166	

コ 交通規制状況

区分	分	40年度末	41年度末	差引 (b-a)	備考
		(a)	(b)		
横断歩道	箇所数	56	93	37	
	箇所数		1	1	
追越禁止	距離(m)		400	400	
	箇所数		27	7	
駐車禁止	距離(m)	14,460	26,970	12,510	
	箇所数	169	265	96	
指示標識(本)					
	規制標識(本)	313	490	177	

5 留意事項

(1) 庁舎清掃の履行の確認について、実情に合った確認者の選定をなし、これの記録に努められたい。

(2) 駐在所及び派出所の整理統合の一段階として、現在下記の箇所についてラスト期間中であるが、民有地の借借分については、賃借料の支出を必要とするので、早期に存廃の決定が望まれる。

尾高派出所	土地賃借料	年額	5,184円
後藤派出所	土地賃借料	年額	2,400円

(3) 一階廊下に職員の福利厚生の一つとして、ペパシー自動販売機が設置されていたが、「公有財産事務取扱規則」第9条の規定による手続きがなされていないので、早急に処理されたい。

(4) 駐在所、派出所等の土地のうち、市町村(民有を含む)より借り上げしているものについては、その後、関係者の努力により、その大部分が契約書の締結がなされた。しかし乍ら市より無償で借り上げしている土地については、未だ未契約のものがあるので、早急に賃借契約を締結して、その管理の明確化を期されたい。

(5) 角盤町他2カ所の交叉点に設置されている信号機の電気税が例月支払いされているが、地方税法第148条第4項の規定により非課税の範囲となつていたので、早急に関係機関と協議の上善処されたい。

また、同法施行令第54条の2の規定適用により、公衆街路灯割引を当然受けるべきものと認められるので、関係機関に連絡のうえ善処されたい。

6 運営について

昭和40年4月に新庁舎が完成したため、現在、旧庁舎が遊休状態となつている。これが高率的な利用または処分について検討を望む。

- 1 監査実施箇所名 境 港 警 察 署
- 2 監査執行年月日 昭和42年5月24日
- 3 監査執行者 監査委員 浜 田 庄 二
同 中 田 玉 平
- 4 概 況

(1) 職員の配置状況

区 分	警 察 官					一般職員	合 計
	警 視	警 部	警 部 補	巡 査 部 長	巡 査		
定 員	1	3	5	7	28	44	10
現 員	1	3	5	7	28	44	10
							54

(2) 予算の執行状況 (昭和42年4月30日現在)

科 目	予算令達受額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額
物品売却収入	0	2,400	2,400	0
弁 償 金 入	0	808	808	0
雑 入	0	50,979	50,979	0
計	0	54,187	54,187	0

1 歳 出

科 目	予算令達受額	支 出 済 額	残 額
警察管理費	44,475,448	44,347,231	128,217
警察活動費	3,089,670	3,074,359	15,311
計	47,565,118	47,421,590	143,528

ウ 収入証紙取扱額
自動車運転免許等手数料 2,174,450円

(3) 主な事務事業の実施状況

エ 保安関係許可状況

前年度未現在	41年度中取扱件数				本年度未現在
	新設	廃業	更新	再交付	
400件	64件	65件	14件	0件	141件

イ 道路使用許可状況

申請件数	許可件数		不許可数	備考
	手数料徴収分	手数料免除分		
300件	279件	21件	300件	0件

ロ 自動車運転免許状況

申請件数	新規交付数	更新交付数	再交付数	併記交付数	備考
1,990件	885件	1,440件	149件	0件	

ハ 行政処分講習状況

短期講習	中期講習	長期講習	計	備考
170件	91件	26件	287件	

ニ 証明書交付状況

証明書の種類	申請件数		交付件数		備考
	手数料徴収分	手数料免除分	手数料徴収分	手数料免除分	
盗難届出証明	10	0	10	0	10
防犯届出証明	3	0	3	0	3
交通事故届出証明	92	0	92	0	92
遺失物届出証明	132	0	132	0	132
火災証明	2	0	2	0	2
計	239	0	239	0	239

カ 拾得物(遺失物)取扱状況

区分	前年度末保管数	本年度受入数	本年度払出数		差引現在保管数	備考
			引込収入したもの 件数	その他 払出数		
現金	103,838円	368,054円	85件/45,189円	244,163円	184,540円	
物品	345点	505点	105点	7,790円	345点	404点

キ 犯罪発生、検挙等状況

区分	発生件数	検挙件数	検挙率	備考
刑法犯	554件	433件	78.2%	
特別法犯	582	582	100.0	
計	1,136	1,015	89.3	

ク 交通事故状況

区 分	昭和40年	昭和41年	増 加 率	備 考
事故件数	63件	79件	125.3%	
死者	7人	3人	42.8	
傷者	68人	73人	107.3	

ケ 交通取締状況

違反種別	年度別	40年度末			41年度末			差引	備 考
		(a)	(b)	(b-a)	(a)	(b)	(b-a)		
検挙件数	40年	437	357	35	829				
	41年	453	58	36	547				
	差引増減	16	△299	1	△282				
警告件数	40年	430	920	1,250	2,600				
	41年	580	70	1,110	1,760				
	差引増減	150	△850	△140	△840				

コ 交通規制状況

区 分	40年度末		41年度末		差引	備 考
	(a)	(b)	(a)	(b)		
横断歩道	29	35	6			
追越禁止	か所数					
	距離(m)					
駐車禁止	か所数	1	2	1		
	距離(m)	242	542	300		
指示標識	標識(本)	58	70	12		
	規制標識(本)	94	98	4		

5 留 意 事 項

- (1) 警備艇乗組員に作業衣が交付されているが、被服管理簿等により管理状態を明確にしておくことが望ましい。
 - (2) 警備艇(ゆみはま)の修繕及び渡駐在所屋根ふき替工事外2ヶ所の修繕工事の施行について修繕何書には指名競争入札で実施するようになつていゝるにもかかわらず随意契約によつていゝる。契約の性質が地方自治法施行令第167条の2に定める随意契約によることのできる場合に該当しないと思われるので、会計規則第134条及び第135条(準用規程)による契約手続を行なうべきである。
 - 6 運営について
渡駐在所は渡農業協同組合の敷地内での玄関先に位置しており農協事業の關係で、最近その移転方について強い要望がある。移転改築することについて早急に検討善処されたい。
なお、竹内町駐在所、小篠津町駐在所は建物が相当老朽化しているの
で、これが改築についても善処されたい。
- | | |
|-----------|-----------------------|
| 1 監査実施箇所名 | 社団法人 鳥取県私学振興会 |
| 2 監査執行年月日 | 昭和42年6月22日 |
| 3 監査執行者 | 監査委員 浜田 庄二
同 中田 玉平 |
| 4 概 況 | |
- 今回、地方自治法第199条第6項の規定に基づき、県が出資している社団法人鳥取県私学振興会の監査を執行したところ、その状況は次のとおりであつた。

(1) 経 理 状 況
別表のとおり。

(2) 主 な 業 務 の 実 施 状 況
ア 会 員 及 び 出 資 金

イ 会 員 は、特 別 会 員 及 び 普 通 会 員 より な り、昭 和 41 年 度 に お い て 幼 稚 園 3 の 普 通 会 員 が 増 加 し、全 部 で 29 (高 校 5、幼 稚 園 16、各 種 学 校 8) と な っ た。

ロ 出 資 金 は、昭 和 41 年 度 に お い て 2,859,040 円 の 出 資 が あり、年 度 末 で 32,177,580 円 の 出 資 総 額 と な っ た。

区 分	昭和40年度 未出資金 円	昭和41年度 出資金 円	計 円	構成費 %	備 考
普通会員	7,718,540	2,559,040	10,277,580	31.9	
高 校	5,893,830	2,028,120	7,921,950	24.6	
幼 稚 園	966,870	309,080	1,275,950	4.0	
各種学校	857,840	221,840	1,079,680	3.3	
特別会員	21,600,000	300,000	21,900,000	68.1	
鳥 取 県	20,000,000	0	20,000,000	62.2	
市	1,600,000	300,000	1,900,000	5.9	米子市 500,000円
合 計	29,318,540	2,859,040	32,177,580	100.0	

(注) (1) 県の出資金は、昭和41年度は単年度融資に変更している。

(2) 普通会員の出資金は、在籍生徒数1人当り月額高校30円、幼稚園10円、各種学校20円の割合で毎年度出資する。

イ 資金の貸付及び償還
会員の設置する学校等の施設、設備の整備を行なうものに対し資

金の貸付を行なうことを主目的として事業を行なっているものであるが、その状況は次表のとおりである。

区 分	昭和40年度 未貸付残額 円	昭和41年度 貸 付 金 円	昭和41年度 回 収 額 円	昭和41年度末 貸 付 残 額 円
高 校	(5)41,374,000	(4)15,400,000	6,887,000	49,887,000
幼 稚 園	(1)23,377,000	(6)13,400,000	4,192,000	32,585,000
各種学校	(5)9,705,000	(4)7,200,000	1,694,000	15,211,000
合 計	(2)74,756,000	(4)36,000,000	12,773,000	97,683,000

(注) (1) () は、貸付学校等の数である。

5 留 意 事 項

(1) 貸付金の未収利息について

昭和41年度末現在において、168,440円の未収利息がある。この回収にはなお一層努力する必要がある。

(2) 出資金の未収について

昭和40年度及び41年度分の出資金で未収のものがあり、この管理が不充分である。本会の事業が出資金を源資とする貸付事業である点に留意し、出資金の管理については特に適確を期する必要がある。

(3) 当年度の貸付のうち抵当権の設定されていないものがあつた。業務方法書に規定されているとおり債権管理に遺漏のないようにする必要がある。

(4) 私立学校協会に対し、160,000円の助成を行なつていたが、業務方法書に規定されている助成金交付にかかる諸手続きがとられていなかった。所定の手続きを行なう必要がある。

(別 表)

損益計算書

費用	収入	利益
支払利息	収入利息料	8,204,953
法人運営費	手数料	90,000
事務費		
私学協賛費		
引当金		
本年度剰余金		
合計	合計	8,294,953

貸借対照表

資産	負債・資本
現金	短期借入金
預金	長期借入金
長期貸付金	引当金
	引出資金
合計	合計

- 1 監査実施箇所名 鳥取県中小企業団体中央会
- 2 監査執行年月日 昭和42年5月4日
- 3 監査執行者 監査委員 浜田庄二
同 中田玉平
同 新見修

4 概況

(1) 予算の執行状況

了収入

科目	予算額	決算額	差引増減額 (△減)	備考
会費	2,350,000	2,539,000	189,000	
指定事業補助金	5,070,000	5,069,000	△1,000	国、県補助金
一般事業補助金	200,000	175,000	△25,000	単県補助 100,000 市補助 75,000
その他	150,000	313,833	163,833	
合計	7,770,000	8,096,833	326,833	

了支出

科目	予算額	決算額	差引増減額 (△減)	備考
指導員設置費	2,835,000	2,835,000	0	
職員設置費	579,300	579,300	0	
指導事業費	966,000	984,633	18,633	
教育事業費	744,000	753,519	9,519	
調査事業費	152,000	153,058	1,058	
一般事業費	620,000	727,629	107,629	
管理費	1,190,000	1,271,802	81,802	
その他	683,700	711,874	28,174	
合計	7,770,000	8,016,815	246,815	

(2) 主な補助事業の実施状況
了指導事業

巡回指導員を県下各地(鳥取、倉吉、米子)に配置し、企業組合等の組織化事業及び経営の合理化等について積極的に巡回指導を行なうとともに、相談センターによる組合等の組織化、運営、経理、税務、金融、法律、労務等全般の相談に応ずるとともに、相談資料の整備充実を図っていた。

- ケ 実地指導件数 575件
- キ 相談センターによる相談件数 579件
- ク 中小企業労働問題懇談会の開催 4回

イ 教育情報事業

中小企業の協業化推進が指導員の重点事業として採りあげられているので、従業員の組合指導要領普及講習会、役員再教育講習会、労働指導講習会を行なつて、組織化指導、経営指導、労働関係指導教育その他、近代化、協業化及び組合員のための技能講習会等を行なつている。

- カ 組合員等指導要領普及講習会、5回……102人
- キ 組合員等役員再教育講習会、8回……317人
- ク 経営近代化及び協業化のための講習会、13回……228人
- ケ 中小企業の労働指導に関する講習会、16回……497人
- コ 組合員のための技能講習会、2回……30人

ウ 調査事業

中小企業労働情勢を適確に把握し、今後の指導方針の参考に資するための実態調査、及び近代化計画、並びに協業化計画の推進に必要な組合経営のための実態調査を行なつている。

- ク 中小企業労働情勢実態調査 397事業所

(イ) 近代化、協業化のための組合経営実態調査 10組合

5 留意事項

- (1) 県が主催している企業診断関係講習会(衛生管理講習会、10,000円、女子社員指導講習会5,000円)に共催負担金として補助対象事業費より支出させているが、補助金の吸い上げと誤解される恐れがあるので、県が主催する講習会に必要な経費は県費で予算化するよう検討を望む。
- (2) 中小企業労働問題懇談会の出席委員に対し、費用弁償が支払われているが、領収印の被さっていないものが散見された。

1 監査実施箇所名 鳥取県商工会連合会

2 監査執行年月日 昭和42年5月4日

3 監査執行者 監査委員 浜田庄二 同 田玉平 同 中新見修

4 概況

(1) 予算の執行状況

ア 収入

科目	予算額	決算額	差引増減額 (△減)	備考
会費	844,550 円	844,550 円	0 円	
県補助金	4,373,800	4,242,660	△131,140	国、県補助金
単県補助金	100,000	100,000	0	
その他	465,272	454,904	△10,368	
計	5,783,622	5,642,114	△141,508	✓

イ 支出

科 目	予 算 額	決 算 額	差引増減額 (△減)	備 考
商工会運営指導事業費	2,035,200	2,012,813	△ 22,387	
経営改善普及事業費	2,515,300	2,393,850	△121,450	
普及事業推進費	185,000	184,090	△ 910	
一般事業費	319,800	321,194	1,394	
管理費	721,200	726,385	5,185	
その他	7,122	3,784	△ 3,338	
計	5,783,622	5,642,114	△141,508	

(2) 主な補助事業の実施状況

ア 商工会運営指導事業

経営指導員の指導能力の向上を図るため、前年度に引続いて税務指導能力の向上に意を注ぎ、ブロック毎に研修会を開催している。商工会に対する現地指導は、問題のある商工会を重点的に巡回指導し、指導員を中心に商工会の運営問題と、普及事業の問題点を課題としてブロック毎に研究会を開催している。特に、青年部の組織化に意を注ぎ、青年部の県連組織を7月に発足させ、全国連の創立と同時にこれに加入し、商工会将来の発展を荷う青年部の育成指導に努めた。また、商工会における経営改善事業の成果と理解を高めるため、役職員の講習会を開催していた。

(イ) 商工会に対する現地指導、88件……595人

(ロ) 商工会役職員研修会、3回……153人

(ハ) 商工会の指導に関する研究会、8回……55人

(ニ) 調査研究に関する研究会、1回……14人

(ホ) オートスライド映写機の利用状況、36件……487人

イ 経営改善普及事業

県連所属の経営指導員3人にそれぞれブロックを担当させ、特に西部地区は地理的な関係から溝口町商工会に駐在させ、各ブロックとも商工会の行なう普及事業に応援させる仕組みとし、ブロック担当者が責任をもつて商工会と共催で講習会、研修会等を開催して経営改善の普及に努めている。

- (イ) 経営指導員の巡回指導 243件
- (ロ) 窓口指導 292件

(ハ) 金融あつせん、42件……25,050,000円

(ニ) 講習会等の開催、74回……103商工会(1,421人)

(ホ) 県単補助事業による研究会、研修会、13回……152人

ウ 商工共済会館の建設事業

(イ) 小規模事業者のもつ宿命を打開して一層の推進を図るため、商工共済会館の建設に着手し、会員の拠出金、県補助金等を受けて9月に完成した。

(ロ) 商工共済会館建設収支計算書

収 入

科 目	金 額	内 訳
会費拠出金	2,018,500	
貯蓄共済拠出金	1,700,000	
県補助金	1,300,000	41年度 1,000,000円 42年度 300,000円
特別寄付金	1,700,000	

そ の 他	24,000	
計	6,742,500	

科 目	金 額	内 訳
総 工 事 費	5,100,000	原補助対象事業
設計管理費	100,000	設計監督料
什器備品費	440,500	
支払利息	558,000	借入金利息
その他	544,000	
計	6,742,500	

5 留意事項

(1) 研修会等単県補助事業について、補助事業計画書には補助事業に要する経費163,630円として、交付申請がなされているにもかかわらず、事業の実施実績は 110,205円となっている。補助金交付の補助条件として2割以上の変更については、知事の承認を要することとなつていゝるが、承認手続がとられていない。補助条件にしたがつて適正に処理する要がある。

(2) 商工共済会館の建設について

ア 設計監督委託契約が昭和41年7月5日に締結されているのに昭和41年7月3日に指名競争入札が執行され、さらに工事請負契約が昭和41年7月5日に締結されている。設計監督委託契約から、建設工事請負契約締結に至る経過に矛盾があり、不合理な事務処理がなさ

れていた。

イ 指名競争入札により入札が行なわれていたが、予定価格調書を作成せず、設計金額をもつて予定価格に替えており、再々入札に付するも落札しなかつたため、最低入札者同和建設KKと510万円で随意契約し、設計金額493万5千円より16万5千円超過して工事請負契約を締結していた。落札しない理由について設計書の再精査、指名替えにより改めて入札を執行する等、原因究明の措置をとるべきである。

ウ 部分払が9月2日に1,800,000円支払いされていたが、出来形換定書による出来形56.07%に対し算出して得た額、1,732,757円より67,243円が超過支払いとなつていた。

- 1 監査実施箇所名 鳥取県河川産物採取協会連合会
- 2 監査執行年月日 昭和42年6月1日
- 3 監査執行者 監査委員 浜田庄二
同 中田玉平
- 4 概況

(1) 予算の執行状況

ア 収 入

科 目	予 算 額	決 算 額	差引増減額 (△減)	備 考
県 補 助 金	480,000	480,000	0	
建設業協会補助金	20,000	20,000	0	
その他	14,000	14,009	9	
合 計	514,000	514,009	9	

科 目	予算額	決算額	差引増減額 (△減)	備 考
連合会事務費	44,000円	43,400円	△600円	東部151,000円 西部128,000円 中部172,000円 日野 18,000円
地区協会交付金	449,000円	449,000円	0	
雑費	21,000円	20,000円	△1,000円	
合 計	514,000円	512,400円	△1,600円	

(2) 主な補助事業の状況

県の河川維持管理に協力するため、協会員相互の自主的活動の促進を図り、河川産物の適正な採取と、河川産物保全のため次の事業を行なつていた。

ア 河川産物採取申請書取扱件数

東部地区	中部地区	西部地区	日野地区	計	備 考
254件	174件	292件	27件	727件	

イ 採取区域の調整ならびに幹旋

東部地区	中部地区	西部地区	日野地区	計	備 考
222件	174件	292件	27件	715件	

ウ 適正な採取量、採取後の整地指導等巡回回数

東部地区	中部地区	西部地区	日野地区	計	備 考
40回	250回	124回	7回	421回	

エ 河川産物採取料の納付に協力した状況

東部地区	中部地区	西部地区	日野地区	計	備 考
7,208,718円	5,521,000円	5,876,826円	297,785円	14,904,329円	

5 留意事項

(1) 補助金の概算私が昭和42年3月23日付で交付されていた。県補助金を主要財源とする本会にあつては直ちに単位協会の運営に影響するところとなるので、県当局は早期に又は分割して適期に交付する等検討善処されたい。

(2) 各地区協議会が行なう業務のうち、県への採取料金納付の取扱額は、昭和39年度に比し、2,404千円増額しており、また納入の確保方についても関係業者の督促に努め年々未収金額は減少しつつある。さらに河川の巡視、採取区域及び採取量の調整等、県への協力事務は増加している。これら一連の採取料金の徴収事務、河川巡視、採取区域及び採取量の調整事務をさらに円滑に進めるため補助金を採取料金の収納実績に対応させる等その補助制度のあり方について検討されたい。